

韓国で電子自治体が急発展した鍵

～全国的に一つの自治体標準システムを共同開発、共同運営するメリット～

財団法人自治体国際化協会

目 次

はじめに

概要

- 1 自治体システムにおける日韓の比較表
- 2 韓国の自治体標準システムの概要(骨子)
- 3 想定問答 (FAQ) による整理

第1章 総論—日本のはるか彼方に行く韓国の自治体情報システム 1

第1節 日本の自治体情報システム 1

- 1 電子自治体実現に向けネックとなっているもの 1
- 2 自治体情報システムが抱えている問題点 1
- 3 行政情報システム改革に向けた試行 3

第2節 韓国の自治体情報システム 5

第2章 各論—韓国の自治体標準システムについて 8

第1節 開発がはじまるまで 8

第2節 開発の経緯 9

- 1 市郡区情報化事業 11
- 2 市道情報化事業 12

第3節 自治体標準システムの内容 14

- 1 自治体標準システムはどのように作られているのか 14
- 2 「市道行政情報システム」と「セオル行政システム」 18
- 3 「市道行政情報システム」の構成 20
- 4 「セオル行政システム」の構成 25
- 5 自治体の独自システムとの関係 28

第4節 自治体標準システムによるシステム連携 30

- 1 システム間連携の構成 30
- 2 システム連携の効果 33

第5節 システムの集中管理	34
1 統合運用支援センター	34
2 運用・管理	34
3 システムの修正	35
第6節 自治体公務員向けの IT 研修	36
参考資料1 韓国地方自治法（抄）	39
参考資料2 韓国国家情報化基本法（抄）	40
参考資料3 韓国電子政府法（抄）	41

はじめに

日本では、21 世紀に入り、政府主導のもとでさまざまな I T 化の戦略が打ち出されてきた。その流れの中で、平成 13 年に策定された『e-J a p a n 戦略』以来、日本の自治体の行政情報化に関しても様々な試みがなされてきたが、未だ進むべき方向性が明確になっていないのも事実である。

日本で電子自治体の実現のネックになっているのは、‘自治体の行政情報化は自治体が自主的に取り組むべき’というスタンスに基づき、1800 をこえる都道府県、政令指定都市、市町村がそれぞれ独自に行政情報化を進めてきたことである。

これに対し、現在日本の全ての自治体がそれぞれ独自に調達している行政業務システムを一本化することが可能であれば、システムコストを大幅に削減できるのみならず、電子政府・電子自治体の実現の大きな力となることが予想される。

そして、そのような試みの実現可能性を考えるにあたっての最も有益な事例が韓国にあった。韓国では、すでにその実現に成功しているのである。

韓国では、広域自治体・基礎自治体ごとに、全国的に一つの行政システムを開発・適用しており、運用・管理や年ごとのシステム改修も、全国一元的に行われている。

そして、その結果、システムのコストが非常に低く抑えられている。

また、電子政府・電子自治体の構築という面から見ても、①一つの自治体の内部はもとより、自治体の間、国と自治体の間での情報のやりとりが簡単にできるので、住民は、引っ越しなどの際に、一つのところに申請すれば全ての手続きが完了する「ワンストップ・サービス」の恩恵を享受することができるとともに、②国と自治体との間で統計資料や情報をリアルタイムで共有できるなど大きな効果が上げられている。

本稿の調査にあたっては、専門的な知識が必要であるため、日本の自治体の行政システム改革に実績を持つとともに、韓国の事情にも知見を持つ「株式会社イーコーポレーション・ドット・ジェーピー」（廉 宗淳（ヨム・ジョンソン）社長）に調査を委託するとともに、株式会社日立製作所の甲斐隆嗣氏を調査アドバイザーに委嘱して、有益な示唆を多くいただいた。ここに厚くお礼を申し上げたい。

財団法人自治体国際化協会ソウル事務所長

概要

1 自治体システムにおける日韓の比較表

①システムの特徴

区分	日本	韓国
自治体の構成	広域自治体：47都道府県 基礎自治体：約1,800市町村	広域自治体：16市道 基礎自治体：232市郡区
システム導入	個別自治体ごとに構築 業務単位別で独立的に導入 互換性の低いシステムが多い リースやレンタル等による導入	国レベルで統一的に構築（以下このようなシステムを「自治体標準システム」と呼ぶ） 業務間の統合が可能なシステム構築 構築時のみ費用がかかる 国からの支援金がある
運用・維持保守	自治体毎に多様な形の運用組織 維持保守は殆ど開発業者に任せている	全自治体を統合して運用 維持保守も統合運用組織が担当
システムの改修	同じ改修を自治体毎に対応 機能的な改善はあまり行っていない	国レベルで一括改修後に全自治体に配布 持続的な機能の向上を毎年実施

②システムコスト

区分	日本	韓国（推計値）
団体数	1,847	248
システム導入費	年間費用：1,585億円	年間換算費用：59億円

		(5年間導入費：297億円)
運用・維持保守	2,047億円（年間）	24億円（年間）
合計	3,632億円（年間）	83億円（年間）
自治体当たり	1.97億円（年間）	0.33億円（年間）

注）為替レート：1ウォン＝0.085円で計算

③システムの水準と将来性

区分	日本	韓国
システム水準	業務のシステム化の割合が低い 自治体別にシステム化のレベルが異なる C/S基盤のシステムが多い 機能を改善せず、古いシステムを継続的に使用	殆どの業務がシステム化されている 全ての自治体が同一のシステムを使用（特定業務を除く） 殆どがウェブ基盤の新しいシステム 最新技術による持続的な改善を実施
データの統合	業務ごとに重複データを保有 データベースが業務別に設計される 手作業や連携システムでのバッチ作業による内・外部データ連携	全業務にかけて統合データ構成 統合データベースにより、自治体内部のデータ連携が必要ない 自動化ツールでリアルタイムで外部連携が可能（オンライン・ベース）
将来性	所有費用が高く改善しにくい システムやデータの統合が難しい	ユーザの改善要求を直ちに反映 行政情報を共同利用する範囲が広い

2 韓国の自治体標準システムの概要（骨子）

（1） 日本の自治体情報システム

日本では各自治体が個々にシステムを開発しており、多くの自治体がウェブ・システム等の最新の技術や機能を採用しておらず、大きなコストがかかる汎用機上で運用されている。また、自治体のシステムの運用・管理、システム修正は自治体毎に行われているので、膨大な費用がかかり、非効率的に運用されている。

ここで、ウェブ・システムとは、インターネットという標準化された通信方式を介して画面からの操作等を行う標準化が進んだシステムで、現在の主流となっている。また、汎用機とは、業務用大型コンピュータで、1980年代に全盛を迎えたが、その後ダウンサイジングが進められ、現在はサーバ機が主流となっている。運用の安定性はあるが、技術が標準化されておらず、維持コストも通常1機当たり年間1億円を超え非常に高い。

こういった日本の自治体情報システムの問題点を整理すると、3点を挙げることができる。

第一に、システムコストが極めて高いということがある。日本の自治体が行政情報システムのために負担する費用は年間3,632億円程度で、自治体当たり年間1.97億円程度に上っている。

第二に、古いシステムを改修、バージョン・アップせずに利用していることが挙げられる。古い固有の技術で構築された膨大なレガシーシステムの維持費用の負担のため、最新の技術や高い機能を有するシステム構築まで手が回らないという悪循環に陥っている。

第三に、システム連携ができていないことである。様々なベンダのパッケージや独立システムで複雑に構成されているので、多くの自治体が物理的な媒体を使って手作業、或いは共通基盤システムを利用したバッチ処理でデータを共有しており、オンライン環境でのリアルタイムの連携には至っていない。

（2） 韓国の自治体情報システム

韓国では中央政府の主導で開発された一つのシステムを全ての自治体が使用しており、殆どのシステムがウェブ・システムとして作られ、最新のサーバ機上で運用されている。また、運用・管理、システム改修も全国一カ所で集中管理されている（以下、このようなシステムを「自治体標準システム」と呼ぶ。）。

それゆえにシステムコストが極めて低くなっている。コストを推計してみると、行政情報システムのために負担する費用は年間83億円程度で、自治体当たり年間0.33億円程度に過ぎない。

また、自治体の内部システムは統合データベースの活用によりデータ連携のための特別な手当が不要であるし、中央政府や他自治体など外部との情報共有については、オンライ

ン上でリアルタイムのデータ連携が実現している。そして、より広範囲で自治体の行政情報を連携・活用することを目指し、国民生活に係わるすべての公共部門、さらには金融機関にまで拡大し、行政情報が連携・運用されている。

■ 開発の始まり

韓国の自治体情報化事業は、本格的には、IMF 危機発生直後である 1998 年から金大中政権の手により始められた。この政権では、行政改革を推進するとともに、経済成長の柱として IT 産業の育成に力を入れていたため、その二つの目的の実現に資する「IT による行政サービスの革新」が政府の優先課題とされたものである。

■ 開発の経緯

自治体標準システムのうち、基幹的なシステムである「市道行政情報システム（広域自治体）」と「セオル行政システム（基礎自治体）」について、開発の経緯を見ることとする。

この中では、まず、基礎自治体である市郡区のシステム開発が進められた。1998 年から 2003 年まで市郡区行政情報化事業が推進され、21 の業務分野が情報化された。

しかしながら、当時のシステムでは、行政の間（自治体・自治体間、国・自治体間）の連携等が不十分であったため、情報の共同活用が活発に行われていなかった。このため、2004 年から、共通業務の標準化を徹底して行った上、情報の共同利用に資する 3 次につながる開発が推進され、2008 年新しい「セオル行政システム」が全国市郡区に拡大され、運用が開始された（「セオル」とは、「新しくて、きちんとした（正しい）」という意味である。）。

一方、広域自治体である市道行政情報化については、2002 年から共通業務の標準化が行われ、2003 年 12 月から 3 次につながって「市道行政情報システム」構築が進められた。

このように、これらのシステムの開発は政府主導により行われ、自治体の同意の下、当初から全ての自治体が同じシステムを利用することが前提とされたものであった。

■ 自治体標準システムの内容

①自治体標準システムはどのように作られているのか。

自治体標準システムを開発し、全自治体に普及する方法としては、①業務システムを中央政府が開発して提供する方法が多く用いられているが、②個別の自治体で開発されたシステムのうち優秀なシステムを選定して、標準化を行った上で普及する方法も採られている。

このうち、前者の開発方法による場合、開発時から全ての自治体が同一のシステムを利用することが前提となるため、当該行政業務を標準化(BPR)した上でシステム構築が行われている。また、このようなシステム開発の際には、必ず自治体の担当公務員を対象に実装すべき機能とユーザインターフェース（操作上の機能等）などに関する要求事項の調査が行われている。

なお、システム開発の契約を結ぶ際には、主管機関が知的財産権を所有するという内容を明文化した上で事業が推進されている点も、日本とは異なっている。

②「市道行政情報システム（広域自治体）」と「セオル行政システム（基礎自治体）」の内容

「市道行政情報システム」は、①市道の 18 行政業務の情報化を図るとともに、②市郡区、中央省庁及び関連機関を垂直・水平的に連携するオンライン基盤の総合的な行政業務システムである。

「市道行政情報システム」は、内部行政処理を担当する「行政情報システム」と、操作画面として、グループウェア機能の「行政ポータル」と住民に対する行政サービスを担当する「サービスポータル」により構成されている。そして、これらのサブシステム間の連携によって、市道の 18 行政業務の処理はもちろん、市郡区、中央省庁とのスムーズなデータ連携が可能となっており、また、業務プロセスの管理を通じて、市道業務処理に対する全ての意思決定をオンライン上で処理し、記録管理することができるようになっている。

「市道行政情報システム」が支援する行政業務は、全体 24 分野の市道行政業務のうち、自治行政、都市計画、文化観光、農業、交通、法制、環境、畜産、水産、内部行政、福祉女性、道路、議会、山林、建築住宅、保健衛生、政務企画、経済通商の 18 業務となっている。なお、消防、災難災害、税政、財政、情報通信、地籍の 6 つの業務は、別々のシステムとして構築されているが、「市道行政情報システム」と連携し運用されている。

「セオル行政システム」は、基礎自治体である市郡区が、中央省庁との業務連携によって行政業務を統合管理し、複数の業務分野にわたる内部行政及び住民生活に関する民願などを処理できる統合行政業務システムである。前身の「市郡区行政情報総合システム」をバージョン・アップし、ウェブ・システムに改善されている。また、「セオル行政システム」は、行政の内部処理を担当するバックオフィス領域と国民向けの行政サービスを担当するフロントオフィス領域とで構成されている。

「セオル行政システム」が支援する行政業務は、市郡区の全体 31 分野の行政業務のうち、内部行政、道路交通、議会、上下水道、地域産業、水産、地籍土地、女性、福祉、民防衛、農村、畜産、山林、法制、保健、地域開発、衛生、環境、広報、企画、文化、監査の 22 業務となっている。なお、災難災害、車両、建築、戸籍、住民、税制、建設、財政、人事の 9 つの業務は、別々のシステムとして構築されているが、「セオル行政システム」と連携して運用されている。

■ 自治体標準システムを活用したシステム連携

他自治体システムとの連携や中央省庁システムとの連携については、EAI 連携方式が採択されている。簡単に言えば、それぞれの側にサーバを置いて、アダプターにより接続するものである。また、連携データとしては標準化された XML 基盤のデータ流通体系を構築して相互運用性を高めている。さらに、PKI 基盤の電子認証を適用することでセキュリティを強化している。

自治体・自治体間、国・自治体間の連携対象データは、主に①報告・統計資料と②政策基礎資料である。このうち、①報告・統計資料は、関連法等による定期的な報告資料と非定期的に発生する報告資料からなり、また、②政策基礎資料は、市郡区で発生する情報で

市道や中央省庁の政策策定に活用されるものなどである。

また、韓国では、2006 年の「行政情報共同利用法」制定とともに、国民の生活の中で良く活用される住民登録情報・土地情報・登記簿謄本・出入国などの 70 種の情報を共同利用対象の行政情報として選定した上で、「行政情報共同利用センター」を設置し、行政機関だけでなく公共機関、さらには銀行などの金融機関にまで拡大した行政情報の共同利用化が推進されている。

■ システムの集中管理

自治体標準システムは維持保守の効率性及び専門支援能力を考慮し、自治体毎ではなく全国単位で一元化して統合運用されている。さらに、法制度の改正や機能・性能改善のためのシステム改修も一元化され、一括で行われている。

維持保守に関する業務を担当する機関は韓国地域情報開発院であり、実際の維持保守業務は委託された民間業者が行っている。維持保守業務を行う業者は、継続的で安定した運用のために、「統合運用支援センター」という組織を設け、運用している。

また、各自治体の使用者と「統合運用支援センター」の円滑なコミュニケーション及び諸サービスの提供、そして適切な運用管理のために、「維持管理支援システム」、「セオル広場」、「サイバー利用者協議会」、「運用現況管理システム」、「サービスデスク」などの様々な維持管理支援ツールが活用されている。

3 想定問答（FAQ）による整理

Q 1 韓国の「自治体標準システム」の法的根拠は？

→自治体標準システムの推進については、直接的に規定している法令はないものの、①地方自治法、②国家情報化基本法、そして③電子政府法によって根拠付けられているとされている。

すなわち、地方自治法に定める「中央省庁の自治体に対する事務の指導と支援」及び国家情報化基本法に定める「地域情報化のための国による行政、財政、技術等必要な事項の支援」が標準システムの推進根拠となり、具体的には、電子政府法に定める「行政情報の共同利用の原則とそれを活用したシステム等の重複投資防止の原則」がその根拠とされている。

Q 2 韓国では、なぜ「自治体標準システム」の導入ができたのか？

→中央政府の強力な標準化政策の推進が大きいが、自治体側も、従来システム化されていなかった業務領域がシステム化されること、また、財政上の問題もあったため、特に、大きな問題もなく進められてきた。

Q 3 導入に当たっては、どのような方法で「自治体標準システム」を開発したのか？

→導入に当たっては、標準とシステム品質管理のために別途の技術支援組織を設け、業務別標準化及び手順を記述した「SPM(標準及び手順マニュアル)」に基づいて開発を行っている。

また、持続的な品質管理活動を通じて、成果物やシステムの品質を管理している。

Q 4 「自治体標準システム」を人口規模等が異なる自治体に適用して問題は生じないか？

→全ての自治体への適用を前提として、業務自体の標準化を行った上で開発されているので問題はない。

→ただ、人口規模の大きいところは、性能を保障するため、ハードウェアの性能アップ等物理的な対応が必要となる。

Q 5 「自治体標準システム」の管理は、どのように統一的に行っているのか、そのメリットは？

→効率的な運用のために自治体標準システムを統合運用及び維持保守する「統合運用支援センター」という組織を運用している。現在の「統合運用支援センター」の組織構成は、維持保守及び運用支援を総括する PM を中心に、「支援組織(2 チーム)」、「サービスデスク」、「維持保守担当の業務組織(5 チーム)」で構成されている。

→そのメリットは、①運用費用を節減できることと、②様々な自治体からの改善提案を受

けてシステム改修を行った上、改修の成果を全ての自治体に適用できることである。

Q 6 「自治体標準システム」のシステム修正は、どのように統一的に行っているのか、そのメリットは？

→同じアプリケーションを使っているので、「統合運用支援センター」で修正した上で、全ての自治体にオンライン上で同時に配布する。各自治体は、それをインストールし、システム修正を完了する。

→そのメリットは、同じ改修作業を自治体ごとに行わないため、①費用を大幅に削減することができるし、また、②少ない費用でさまざまな機能の改善が可能であることである。

Q 7 データベースが統合されていると、どのようなメリットがあるのか、韓国での具体的なメリットを例示するとすれば何か？

→様々な業務システムが独自のデータベースを持たずに統合データベースへ直接アクセスするため、①データの整合性が維持できるし、②データ連携のために別途共通基盤システムを設けるなど無駄な作業がなくなる。

→それに加えて、韓国では統合されたデータベースを利用して行政機関や金融機関まで行政情報の共有ができ、国民から見ても、何か手続きをするときに様々な証明書類の提出の必要がなくなっている。

Q 8 システム間の情報のやりとりができると、どのようなメリットがあるのか、韓国での具体的なメリットを例示するとすれば何か？

→異なる業務でも連携処理ができ、一度の申告で必要な手続きが全て完了する、いわゆるワンストップ・サービスが実現する。また、オンライン上でリアルタイムに情報のやり取りができるため、国・地方間の報告や統計などが自動化され、非常に容易に情報共有できるようになる。

その結果、自治体標準システムにより、自治体の行政費用および住民の社会的費用は、年間 595 億円程度削減できたと推定されているし、行政情報共同利用によって、2008 年ベースで 2 億 9 千万通程度の証明書類が削減され、その発行や提出にかかる 1,530 億円程度の社会的費用が節減できたと推定されている。

第1章 総論 - 日本のはるか彼方に行く韓国の自治体情報システム

第1節 日本の自治体情報システム

1 電子自治体実現に向けネックとなっているもの

日本における電子自治体構築に向けた取組の本格化は、21世紀に入り、平成13年1月に政府IT戦略本部が「e-Japan 戦略」を策定したことから始まる。以来、電子自治体に関し様々な試みがなされてきたが、未だ進んでいくべき方向性が明確になっていないのも事実である。

日本で電子自治体の実現のネックになっているのは、‘自治体の行政情報化は自主的に取り組むべき’というスタンスに基づき、1,800を超える都道府県と市町村がそれぞれ独自に行政業務システムを調達し、運用してきたことである。

また、これに関連して、自治体の行政システムの調達に関しては、類似の業務システムであっても初期構築費用及び運用・保守費用が市町村によって大きく異なっている問題や、運用・保守費用の硬直化が指摘されるレガシーシステムの問題がある。また、多額の経費をかけて構築したシステムが十分活用されていないという課題も抱えている。

2 自治体情報システムが抱えている問題点

日本の自治体情報システムは、各自治体がそれぞれの事情により優先順位を決めて導入・運用しているので、ほとんどの場合が住民情報関連、税業務、国保・年金、福祉、財務会計、人事給与などの基本行政業務を処理するためのシステムを中心に運用されており、¹統合型GIS、情報公開、電子相談、電子申告などの新技術を利用した業務のシステム化はそれ程進んでいない状況にある。

また、住基・税のような基本行政業務システムの場合も、6割を超える自治体がベンダの開発したパッケージソフトウェアを活用しており、当該ベンダにシステムの機能追加・変更を依存しているため、法・制度変更などのやむをえない事情がない限り、機能追加や改善をすることなく使用している。

このような自治体情報システムの問題点を再度整理すれば、以下の3点を挙げることができる。

■ システムコストが非常に高い

総務省の調査によると、日本の自治体が行政情報システムのために負担する費用は、研修費用等を除けば、年間3,632億円程度、自治体当たり年間1.97億円程度となり、各自治体が基本的な行政システムのみを機能改善もあまり行わずに使っている現状に鑑みれば、非常に高いと言える。

¹ 統合型GISは、自治体の各課が別々に地図情報を整備するのは無駄なので、ベースとなる地図情報を各課で共有して使用するものである。通常このような共有は、庁内のLANなどのネットワーク環境を利用して行われる。

(単位：億円)

自治体区分		団体数	² 導入費	³ 運営・保守料	合計	自治体当たり
都道府県		47	238	335	573	12.2
市区町村	特別区	23	101	225	326	14.2
	指定都市	18	195	228	423	23.5
	市	765	864	1,035	1,899	2.5
	町村	994	187	224	411	0.4
	小計	1,800	1,347	1,712	3,059	1.7
合計		1,847	1,585	2,047	3,632	2.0

資料：総務省、地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果 平成 21 年度資料編

表 1-1 日本の自治体の行政情報化推進費用

その原因として考えられるのは、①各自治体が個別に業務システムを開発し、運用していること、②ソフトウェアの著作権問題により、ベンダへの依存度が高くなり、不合理な契約が進んでいることがある。ベンダとの随意契約等により適正な調達が行われていないため費用が高くなっているし、また、同じような規模の自治体の同じような機能を持ったシステムでもその費用は大きく異なっている。

さらに、システム維持保守費用を高めている原因の一つは、頻繁な法・制度改正によるシステム変更である。法・制度改正は全国同じ内容であるにもかかわらず、システムの変更は各自治体が個別で行っており、改修費用等も各自治体で負担している。特に、税業務システム、国保・年金、福祉業務および人事給与システムにおいては、法・制度改正によるシステム変更が頻繁に行われており、コストを上げている。

■ まだウェブ化されておらず、汎用機上で運用されている

現在、グループウェアや電子申請、電子調達、情報提供システムなど、比較的新しいシステムや業務的に独立したソリューションを中心に、自治体でも若干ウェブ・システムが導入されているが、基幹行政システムのうち、一番導入率が高い住基、税、国保・年金システムにおいては、約5割がまだ汎用機を利用しており、約4割位がC/S環境で運用されている。これに対し、ウェブ・システムが採択されている自治体は未だ1割以下である。

ここで、ウェブ・システムとは、インターネットという標準化された通信方式を介して画面操作等を行う標準化が進んだシステムであり、現在の主流となっているものである。また、汎用機とは、業務用の大型コンピュータで、1980年代に全盛期を迎えたが、その後ダウンサ

² 導入費：機器購入費、レンタル・リース

³ 運営・保守料：回線使用料、機器・ソフト保守料、派遣要員人件費、委託費、安全対策費

イジングが進められ、現在は小型のサーバ機が主流となっている。汎用機は、運用の安定性はあるが、技術が標準化されておらず、維持コストも通常1機当たり年間1億円を超え非常に高い。このように自治体システムは、ソフト・ハードともに、古く、標準化されておらず、コストの高いものを依然として使用していると言える。

そして、逆に言えば、膨大なレガシーシステムの維持費用の負担が大きいため、新技術を活用した高い機能のシステム構築まではできておらず、悪循環に陥っているのが現状である。

■ 行政情報システム間の連携ができていない

行政情報システムは、事務処理の効率化や情報の共有化、報告・統計の効率化などのため、自治体内部のシステム間は勿論、各自治体間、また中央省庁や関係機関との間でも円滑なシステム間連携が求められる。すなわち、電子的に申請データ等を連携することにより、自治体内の連絡・通知、職員のパンチ入力等の人的負荷及び誤入力を削減するとともに、情報の共同利用のために自治体の内部と外部の連携処理を行うことによって、データの参照・再利用等が可能となり、利便性が向上する。また、各自治体が集計したデータの正確性および一貫性が確保され、政策基礎資料として活用することができるようになる。

しかし、日本の自治体情報システムについては、内部システムの間でも、中央省庁や他の自治体等との間においても、行政情報を共有し合う仕組みができていないと言いき難い。

様々なベンダのパッケージや独立システムで複雑に構成されている内部システム間の連携の場合、多くの自治体が物理的な媒体を使って手作業でシステム間のデータ移動を行い、共有を図っており、また、少数の自治体は共通基盤というソリューションを利用し、定期的なバッチ処理によってデータ移動を行っているが、その分費用がかかり、オンライン環境下でのリアルタイムの連携には未だ進めていない。

さらに、他自治体や中央政府との連携としては、住基ネットシステムにより、基礎的な住民情報が共有されているし、地方自治情報センター(LASDEC)の運営する⁴LGWANを使って全国自治体が相互接続され、情報交換や業務的な連絡に使われている。しかしながら、両者ともにシステム間の連携のために使われているわけではなく、自治体の基本業務である住民情報、税情報、年金情報等を全国自治体間、あるいは中央省庁との間で共有し合うレベルに到達することは、現状では不可能である。

3 行政情報システム改革に向けた試行

日本の自治体行政システム改革においても、共同化・標準化の一層の推進が目指されてきており、これまでも様々な取り組みが試行されてきた。

⁴ LGWAN は、自治体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備されたものである。全国の自治体の組織内ネットワークを相互に接続するとともに、中央省庁間ネットワークである霞が関 WAN との相互接続による国の機関との情報交換も行うネットワークである。

それらの中から注目すべきものとして、共同化の取り組みである①共同アウトソーシング事業と②自治体クラウド実証事業、標準化の取り組みである③地域情報プラットフォーム事業の3つの事業について、ここで取り上げることとする。

■ 共同アウトソーシング事業

日本の自治体間のシステム共同化に向けた取り組みの先駆けとしては、総務省が進めている自治体行政システムの「共同アウトソーシング事業」が挙げられる。「共同アウトソーシング事業」とは、複数の自治体の業務を共通化し、共同で電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング）を行うことにより、民間のノウハウを活用しながら、低コストで高いセキュリティ水準のもと共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うことを指す。即ち、複数の自治体が共同でシステムを開発し、そのシステムをデータセンターにおいて、運用を民間委託する形態を指し、民間のノウハウを活用した構築、運用費用の共同負担が可能となるため、低く抑えられた費用でセキュリティを維持しながら各自治体をまたがる電子行政サービスの実現が可能となるとされる。

しかし、平成20年10月に発表された総務省の「地方自治体情報管理概要～電子自治体の推進状況」によれば、例えば申請・届出等手のオンライン化を図るための汎用受付システムの運用に係る共同化は、都道府県では29 団体（61.7%）、市区町村では790 団体（43.6%）と進んでいるものの、市町村行政業務の基幹となる住民情報や税、国保システムにおける共同化は、平成19年度に6.4%（115団体）、平成22年度以降に利用開始予定の自治体は8.0%（145団体）と、非常に低い水準に止まっているのが現実である。

■ 自治体クラウド実証事業

「共同アウトソーシング事業」の展開と共に、近時、行政におけるシステム共同化の具体的な動きとして特に自治体関係者が関心を寄せているのが、総務省が進める「自治体クラウド実証事業」である。

住民基本台帳ネットワークなどの基盤であり自治体間を結ぶ総合行政ネットワークである「LGWAN」に、民間の⁵ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）・⁶SaaS（ソフトウェア・アズ・ア・サービス）事業者のサービスを組み合わせ、自治体が各種業務システムを共同利用型で割当てで効率的に利用できる環境を構築するものである。

すでに佐賀県・大分県・宮崎県・徳島県（佐賀県のセンターを利用）と、京都府、北海道がそれぞれ準備を進めている。これらは2010年から利用が始まる見通しである。

■ 地域情報プラットフォーム事業

⁵ ASP (application service provider) とは、業務用のアプリケーションソフトをネットワーク（特にインターネット）を利用して、顧客にレンタルする事業者あるいはサービスを指す。利用者はインターネットに接続された環境で、ブラウザソフトを使って ASP 事業者のサーバにアクセスし、ASP 事業者から提供される各種アプリケーションソフトを利用する。

⁶ SaaS (Software as a Service) とは、上記の ASP と類似な概念で必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようにしたソフトウェア（主にアプリケーションソフトウェア）もしくはその提供形態のことを指す。一般にはインターネット経由で必要な機能を利用する仕組みで、シングルシステム・マルチテナント方式になっているものを指す。

「地域情報プラットフォーム事業」とは、これまでの組織間の縦割りのシステム構築から一歩進んで、エンタープライズ・アーキテクチャ（E A）の観点から整理しなおし、業務システムの容易な連携や情報共有化のための標準化を行うものである。

地域情報プラットフォーム標準策定により、基幹系・内部情報系の業務システム間のデータ連携（インター・フェイス）の標準化が可能となる。

このため、システム構築事業者に依存せずに業務システムを柔軟に追加、変更できるようになり、マルチベンダ化が容易となる。また、それにより、システム構築事業者間の競争の発生によるICTコストの削減も期待できるようになるとされる。

財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）は、平成18年度に自治体内での利活用を目指した「地域情報プラットフォーム標準仕様書V1.0」を、平成20年度初めには、自治体内部連携だけでなく、自治体間の連携に関する標準仕様まで盛り込んだ「地域情報プラットフォーム標準仕様書V2.0」を公開している。今後は、行政サービスだけでなく、電気、ガス、水道、銀行など様々な民間サービスとのスムーズな連携を目指し、「地域情報プラットフォーム標準仕様書V3.0」の定義を進めている。

今後の展開としては、「地域情報プラットフォーム事業」により統合データベースの定義を行い、全ての自治体に適用される業務の標準化を行った上で、「自治体クラウド実証事業」等で具体的なアプリケーションを作り、自治体によるアプリケーションの共同利用を拡大していくことが望ましいとの指摘もある。

第2節 韓国の自治体情報システム

伝統的に中央集権的な行政体制を維持して来た韓国では、⁷地方自治制度が実施された 90 年代以後も自治体の行政業務の多くは国家すなわち中央省庁の委任事務という意識が強かった。

したがって、人口規模や地域的特性などによって自治体毎に違う方向に発展してきた日本の場合とは異なり、地方行政業務の構成や規則・手続きについての自治体毎の違いが少ないといわれている。

このような状況とともに、韓国の自治体業務のシステム化は、初期段階から中央省庁が主導し、自治体の立場から見ても、従来システム化されていなかった業務領域がシステム化されること、また、財政上の問題もあったため、特に大きな問題もなく、全ての自治体に適用される「自治体標準システム」が開発されてきた。

⁷ 韓国における地方自治制度は、1949 年制憲国会により地方自治法が制定されたにもかかわらず、政治的な状況により 1991 年になってようやく実施された。

これに対し、最近の地方自治制度の成熟と情報技術の発展によって、基幹システムの分野以外での多様な情報化需要が発生し始めており、自治体がITを活用して自らを差別化するための行政サービスの開発をしようという動きも出てきている。

■ 全国的に開発された一つのシステムを全ての自治体が使用

韓国で最も代表的な「自治体標準システム」としては、日本の都道府県（広域自治体）にあたる市道の行政業務を支援する「市道行政情報システム」と、日本の市町村（基礎自治体）にあたる市郡区の行政業務を支援する「市郡区行政総合情報システム(セオル行政システム)」が挙げられる。この2つの行政システムは、主に2000年代から始まった中央省庁の電子政府推進政策の一環として開発され、全自治体のサーバに一括配布され、使用されている。

そして、全自治体が同じシステムを使っていることを前提として、システムの運用・管理、システムの改修・保守を含んだ維持・保守業務は、「統合運営支援センター」という組織を通じて、全国的に一元化され、集中管理されている。

このような、韓国の自治体標準システムの特性を踏まえて、そのメリットを再度整理すれば、以下の3点が挙げられる。

■ 最新情報技術を活用して、最善のシステムを開発

韓国の自治体システムは、一つのシステムを全国自治体が使用することから、最善のシステムを作ろうとする努力が払われている。

まず、システムを開発する前に、⁸BPR/ISPの過程を経て、行政業務を標準化してプロセスを改善する作業を実施し、標準化された行政業務を土台にシステムが構築されている。そして、最新のIT技術を活用することで業務機能を⁹コンポーネント化し、再使用性を向上させるとともに、¹⁰SSO(Single Sign On)や業務ポータルという概念を取り入れ、ユーザは一元化された画面を通じてすべての業務支援を受けることが可能なシステム形態となっている。

なお、インターネット基盤のネットワークインフラに対応するため、アプリケーションのすべてのインターフェースはウェブ基盤に統一されている。

⁸ BPRは業務効率を高めるための業務プロセス改善の方法の一つで、BPR/ISPは、業務改善方案を作成し、それに基づいて情報化推進計画を立てることである。

⁹ コンポーネントとは、何らかの機能を持った、プログラムの部品（かたまり）のことである。Javaなどの新しいプログラム言語ではプログラムのコンポーネント化が進んでいることから、コンポーネントを組み合わせることのできる程度ソフトウェア開発ができる状況ができてきた。また、コンポーネントの開発者とソフトウェアの開発者の分業も進んでいる。こういったコンポーネントを集めてソフトウェアを開発することを「コンポーネントベースプログラミング」、或いは「コンポーネント化」と呼ぶ。

¹⁰ SSOとは、ユーザが一度認証を受けるだけで、許可されているすべての機能を利用できるようになることである。

■ システムコストが極めて安い

自治体情報化費用		金額（推計値）	備考（推計の根拠）
導入費用	アプリケーション開発	142 億円	2004年から2008年までの5年間の自治体関連電子政府事業推進費用（出所：行政安全部、情報社会振興院）
	H/W、商用 S/W	155 億円	2004年に推進した市道行政情報化基盤構築事業費：36億円 2005年に推進した市郡区情報化共通基盤システム構築事業費：119億円（出所：行政安全部）
	導入費用合計	297 億円	2004年から5年間の費用合計
	導入費用（年間）	59 億円	2004年から5年間の年平均
運用保守費用	市道システム	4 億円	2009年基準自治体システムアウトソーシング事業費内訳 H/W及びインフラは推定値 （出所：韓国地域情報開発院）
	市郡区システム	9 億円	
	H/W 及びインフラ	11 億円	
	合計	24 億円	

注）為替レート：1 ウォン＝0.085 円で計算

表 1-2 韓国の自治体の行政情報化推進費用

韓国の¹¹電子政府推進事業の統計によると、2004年から2008年まで5年間に自治体関連アプリケーション構築事業費は¹²142億円程度かかっており、H/Wや商用ソフトウェア等のインフラ基盤構築に市道の場合36億円程度、市郡区の場合119億円程度かかっている。これを根拠に算定すると5年間の総導入費用は297億円程度であり、平均すると年間59億円程度となる。

このうち、16つの広域自治体で使われている「市道行政情報システム」の構築については、2003年から3次にかけて17億円程度（自治体当たり1.0億円程度）がかかっており、232の基礎自治体で使われている「セオル行政システム」の構築については、2005年から3次にかけて39億円程度（自治体当たり0.2億円程度）がかかっている。

そして、市道及び市郡区のシステムの運用や維持保守を担っている韓国地域情報開発院の2009年度の運用経費を見ると、アプリケーションの維持保守費用（プログラムの改修・保守の費用含み）が年間13億円程度（自治体当たり0.05億円程度）、ハードウェアやインフラなどの維持保守費用が年間11億円程度（自治体当たり0.04億円程度）となっており、極めて低い費用で運用されている。

¹¹ 行政安全部から年度別に電子政府事業年次報告書が発刊される。

¹² 「表 II-1 自治体行政情報化に関する電子政府事業一覧」の中、2004年から2008年までの事業費合計。

区分	団体数	システム 導入費	運用・ 維持保守	合計	自治体 当たり	金額 単位
日本	1,847	1,585	2,047	3,632	1.97	億円
韓国	248	59	24	83	0.33	億円

表 1-3 自治体システムのコストに関する日・韓比較

■ システム連携ができています。

韓国の自治体システムは、中央省庁により一括管理されている住民情報システム、財政情報システムなどとの連携、また市郡区及び市道から発生する各種データの電子報告のために、¹³EAIソリューション及び¹⁴ウェブサービスというIT技術を利用し、他の行政システムとオンラインで連携されている。このようなEAIアダプダの機能を利用して、他自治体のシステムや自治体内部の他システムとの連携もオンラインで行われている。

そして、より広い範囲の自治体の行政情報を連携・活用するために、市道情報連携活用システムを利用して行政情報が中継されており、また、中央省庁と公共機関、そして金融機関も含めて、国民生活と係わるすべての公共部門での行政情報を連携するために、「行政情報共同利用センター」を設立し、運用している。

第2章 各論 - 韓国の自治体標準システムについて

第1節 開発がはじまるまで

自治体は行政サービスの実質的な遂行主体であるため、行政に関する源泉となるデータは自治体で発生するし、その蓄積も自治体で行われる。韓国でも地方分権化の動きはあるものの、現時点では、中央省庁からの委任事務、共通事務が全体業務の70%以上を占めており、市道/市郡区の23業務領域の428機能のうち、中央省庁や他自治体、関係機関との協業が必要な業務が全体の95%を占めるなど、中央省庁との多様な業務連携によって業務が行われているのが実態である。

韓国の自治体情報化事業は、1次行政電算網を構築した1987年から始まった。これ以降に住民登録、不動産、自動車に対する行政業務がシステム化され、IMF危機発生の直後である1998年から金大中大統領の新政権で、行政業務の効率化を図るための地方行政総合情報化事業が本格化された。

¹³ EAI とは、企業或いは組織内で業務に使用される複数のコンピュータシステムを有機的に連携させ、データやプロセスの効率的な統合をはかることやそれを支援する一連の技術やソフトウェア等をいう。

¹⁴ ウェブサービスとは、WWW 関連の技術を使い、ソフトウェアの機能をネットワークを通じて利用できるようにしたものである。機能の記述や呼び出し手順などの標準化が進行中であり、コンポーネント化された複数のウェブサービス同士をつなぎ合わせてアプリケーションと構築するというスタイルが次世代のソフトウェア環境の主流になると予測されている。

1997年末に発生した金融危機の克服という課題を抱えて発足した金大中政権(国民の政府)は、国際通貨基金(IMF)のガイドラインに沿った新自由主義の思想を反映し、公共部門、金融部門、産業部門、労働部門などの4部門に対する構造調整を数度にわたり断行した。公共部門の場合、市場競争の原理を行政運営に取り入れるための取り組みを進めた。行政組織と人員の漸進的な縮小、責任運営機関(agency)や外部契約(outsourcing)などの形態を活用した執行機能の縮小、公企業の民営化などに取り組んだ。¹⁵開放型、契約制、成果給などの市場競争原理による人事制度の導入は、この時期に始められている。このような社会の風潮の中で、行政業務の効率化及び行政サービスの改善に向けた政府を挙げての改革の動きが始まり、未来の国家成長力の一つとしてIT産業に力を入れていた新政府の政策とかみ合って、ITによる行政業務サービスの改革が新政府の優先推進課題として選定、推進された。

韓国における行政情報化は、初期段階から中央省庁のイニシアチブによって進められたが、自治体側も、従来システム化されていなかった業務領域がシステム化されること、また、財政上の問題もあったため、全国的な次元で企画され、推進されることとなった。

第2節 開発の経緯

(単位：億ウォン)

事業名	事業期間	供給者	契約金額
市郡区行政総合情報システム	1998. 1～1999. 8	サムスンSDS	48. 8
市郡区行政総合情報化拡散事業	1999. 12～2000. 4	サムスンSDS	22. 5
市郡区行政総合情報サービス連携事業	2000. 7～2001. 8	サムスンSDS	21. 5
市郡区行政総合情報システム先行事業	2000. 11～2001. 5	サムスンSDS	12. 7
民願サービス革新(G4C)システム構築	2001. 10～2002. 11	LG CNS	158. 3
市郡区行政総合情報システム2段階開発	2001. 12～2002. 11	サムスンSDS	30. 8
G4Cインターネット民願発行試験サービス	2003. 6～2003. 12	サムスンSDS	11. 2
市道行政情報システム1段階1次開発	2003. 12～2004. 10	サムスンSDS	39. 0
市道行政情報システム1段階2次開発	2004. 7～2005. 5	サムスンSDS	72. 5

¹⁵ 開放型公務員制度は、高度な専門性が要求される役職に公務員だけでなく外部から適格者を任用する制度であり、2000年2月本格的に実施されて39個中央政府機関の室・局長級(1～3級)の20%である131個職位が開放型職位と指定された。

事業名	事業期間	供給者	契約金額
自治体人事行政情報システム構築	2004. 8～2005. 6	双龍情報通信	21. 1
市郡区行政総合情報高度化BPR/ISP	2004. 10～2005. 6	サムスンSDS	12. 3
G4Cサービス及び共同利用拡大1段階	2004. 12～2005. 9	LG CNS	77. 2
標準地方財政情報システム中核分野開発	2005. 5～2006. 3	LG CNS	47. 3
市道行政情報連携活用センター	2005. 8～2005. 8	-	16. 8
自治体人事行政管理2段階	2005. 11～2006. 5	双龍情報通信	12. 3
市郡区行政総合情報高度化1次構築	2005. 12～2006. 8	サムスンSDS	82. 9
G4Cサービス拡大構築2段階	2005. 12～2006. 8	LG CNS	34. 5
市道緊急救助標準システム構築	2006. 2～2006. 9	LG CNS	63. 6
地方財政情報システム全分野開発	2006. 4～2006. 12	SK C&C	83. 8
市道行政情報システム2段階	2006. 5～ 2006. 12	サムスンSDS	83. 9
地方教育デジタル予算会計システム	2006. 5～2006. 12	LG CNS	94. 3
自治体人事行政情報化 3 段階	2006. 6～2006. 12	双龍情報通信	97. 1
市郡区行政総合情報高度化2次構築	2006. 6～2006. 12	サムスンSDS	106. 7
市道緊急救助標準システム構築 2 次	2006. 7～2006. 12	LG CNS	36. 3
インターネット行政サービス 3 次	2006. 10～2007. 5	LG CNS	24. 0
自治体行政情報と空間情報間連携活用	2007. 5～2008. 3	サムスンSDS	17. 8
地方教育行・財政統合システム2段階	2007. 6～2008. 2	LG CNS	53. 6
市郡区行政総合情報高度化3次構築	2007. 6～2008. 3	サムスンSDS	265. 1
市道緊急救助標準システム普及	2007. 7～2008. 1	LG CNS	75. 4
地方財政管理システム高度化 3 段階	2007. 7～2008. 1	SK C&C	43. 1
市道政策決定支援システム試験構築	2007. 8～2008. 3	LG CNS	26. 3

事業名	事業期間	供給者	契約金額
市郡区災難対応システム普及及び補完	2007. 8～2008. 3	LG CNS	28. 2
市郡区基礎老齢年金業務管理システム	2007. 8～2007. 12	サムスンSDS	4. 6
地方自治体地方分類システム（BRM）構築	2007. 12～2008. 6	サムスンSDS	19. 7
地方自治体災難管理システム構築	2007. 12～2008. 6	LG CNS	29. 1
市郡区システム高度化追加開発及び拡散	2008. 10～2009. 3	サムスンSDS	139. 7

資料：行政自治部『2005電子政府事業年次報告書』、情報社会振興院『国家情報化白書』（2006－2008）

表 2-1 自治体行政情報化に関する電子政府事業一覧

1 市郡区情報化事業

地方行政・民願業務の中心となる市郡区で行う業務において、部署又は関連機関間の情報資源の共同活用及び行政手続き改善を実施し、住民の官公庁への訪問時間の節約、添付書類の縮小、情報公開など国民向けサービスの実現を図るために、1998年から2003年まで市郡区の21業務分野に対し、市郡区行政情報化事業が推進された。この事業では、市郡区21行政業務の460余の機能を開発し、全国に普及することで、市郡区行政業務の電子的処理基盤を整え、福祉共同利用センターとの連携など、情報の共同利用のための基本環境を構築するとともに、¹⁶G4Cと連携した181種の民願などに対するインターネット民願処理サービスを開発した。

このような成果にも関わらず、業務及びプロセスに対する標準化が不十分であり、行政の階層間連携とシステム間連携が十分ではなかったため、情報の共同活用が活発に行われないという問題が残った。このような問題の根本的な解決のため、市郡区行政業務の処理方式をプロセス中心に転換し、市郡区行政を統合的な観点で高度化するために、改めて「市郡区行政情報高度化事業」を2004年から推進することとなった。市郡区行政情報高度化事業は、市郡区行政の全般にわたりシームレスな行政を支援する統合処理システムを開発し、本格的な電子自治体に発展させることを目標としている。

そのために、民願・行政処理において中心となる232市郡区の共通行政業務を標準化し、電子的処理のための標準システムを構築することとした。2004年10月には、「市郡区行政総合情報の発展及び高度化のための情報化戦略計画(BPR/ISP)」を策定し、先進的な電子自治体の構築を目標として、5つの改善領域と改善課題を選定するとともに、段階別推進のためのロードマップを提示した。この過程で、市郡区の既存の21業務領域をプロセスを中心に31の共通

¹⁶ G4C とは、韓国で全国民を対象にインターネット行政サービスを提供するサービスやウェブサイトのことである。

業務領域に再設計し、これを統合処理するための段階別高度化計画及び8の統合処理支援システムの基本設計を完了した。また、市郡区行政情報の高度化に必要な156件の法制度改善課題についても抽出を行った。

ロードマップの日程に従い、導入期第1次として2005年9月から12月までは「市郡区情報化共通基盤システム構築」によって、9種のH/W及び13種の商用S/Wなど、市郡区情報化のインフラに関する標準を定立し、全国232ヶ所の市郡区に全体5,104式の商用S/Wと2,784式のS/Wを設置・普及を図った。

同じ年の2005年12月には高度化1段階第1次事業として、¹⁷6の業務分野に対する高度化及び統合処理を実現し、統合処理の基盤となる¹⁸8の行政統合管理基本システムを構築した。

導入第2次事業として、2006年6月から「高度化1段階第2次事業」によって、¹⁹4業務分野に対する高度化及び統合処理についての開発を実施し、基本システムを拡大適用した。また、6ヶ所の試験市郡区を選定し、第1次事業結果物に対する試験適用を実施することで、全国への展開に備えた。

2007年2月には、その間の高度化1段階第1・2次構築事業と共通基盤システム構築事業を通じて確立してきた情報化標準体系を全てまとめて、電子自治体の構築のために必要なS/W及びH/Wにおける技術標準と、これを管理・運用して情報システムを効率的に構成するための方法を定義した「市郡区情報化標準1.0(案)」を整備した。

高度化1段階第3次として2007年5月から2008年3月まで「市郡区行政情報高度化システムの拡散普及及び第3次構築事業」を推進することで、²⁰7業務分野に対する追加的な高度化及び統合処理についての開発を実施した上、第1・2次事業によって開発された結果物である「セオ行政システム」を全国232市郡区に拡大し、適用を行った。

2 市道情報化事業

このように、自治体の情報化については、市郡区の情報化が先行して進められた。このため、その間市道の情報化は遅れることとなった。すなわち、市郡区や中央省庁の情報化に比べ、市道は共通・標準化されたシステムがなかったため、市郡区の電子的情報を活用することができず、各種業務を手作業で処理せざるをえない状況にあった。そのため、市郡区と中央省庁の中間に位置しハブの役割をしている市道の情報化の必要性が提起され、2002年から市道行政情報化事業が推進されることとなった。

市道行政情報化事業では、電子政府の3つの柱である中央省庁、市道、市郡区を統合・連携して電子政府の基盤を完成することで、市道行政体系を改善して行政の効率性を高めると

¹⁷ 衛生、女性、内部行政、監査、法制、議会

¹⁸ 生産行政管理システム、情報連携支援システム、現場行政支援システム、報告統計支援システム、協業窓口システム、行政業務統合窓口、電子民願処理システム、共通コンポーネントシステム

¹⁹ 福祉(ボランティア含む)、環境、地域産業、防衛

²⁰ 道路交通、文化、保健、農村、水産、企画、公報

ともに、民願種類の簡素化及び時間・場所の制限のないサービスを提供するための基盤づくりを進めることが目標とされた。

2002年12月から2003年8月までに市道行政情報化推進のためのBPR/ISPを行い、市道行政情報化業務を24分野に区分するとともに、行政及びサービスポータル、中央省庁と市郡区間の連携体系の構築の方向性を提示した。また、こうして策定された計画を実行するため、第1段階として、分類された24分野の共通行政業務のうち18分野(904の単位業務)に対する情報化を完了し、第2段階として、政策策定・調整から業務処理、成果管理、知識蓄積及び活用のための情報化を推進する日程計画が策定された。

第1段階事業は、2次にわたって推進された。2003年12月から進められた第1次開発では、自治行政、文化観光、福祉、女性、農業、山林業務など、5つの市道共通行政業務に対する標準化及び電算化を推進するとともに、民願サービス及びG4C連携、住民及び地籍情報の連携による行政及びサービスポータルの基本フレームを設けることで、市郡区⇄市道⇄中央省庁の報告統計体系が整えられた。

2004年7月から始まった第2次開発では政務企画、議会、法制、内部行政など13分野の業務システム構築と市郡区⇄市道⇄中央省庁、G4C連携部門を拡大することで、市道情報化の基盤を構築するための共通基盤(Framework)が整えられた。また、市道²¹エンタープライズアーキテクチャ(EA)の実施、市道行政情報システム2段階推進計画の策定、市道行政業務GIS活用モデルなど、2段階事業における多様な事業推進の方向性が提示された。

2005年5月から12月までは、第1段階で釜山、光州、京畿、忠北、慶北を対象に開発した標準システムを他の11市道に展開し、2006年1月から全国的なシステム運用が図られた。また、同じ時期に市道行政情報DB(データベース)構築事業を進め、業務処理台帳などの関連文書の整備及び初期資料構築によって、利用の活性化を図った。

2006年5月から始まった2段階第1次事業は、1段階事業によって構築された基盤と成果を基に業務プロセス間の連携性を強化することで、内外部の顧客サービスにおける満足度を向上させた。業務の処理状況をリアルタイムに把握し、プロセスの改善及び効率的な資源配分を図ることによって、業務処理の正確性及び迅速性を高めることが可能となった。また、戦略の共有と実行管理などを通じて組織の変化を促すとともに、組織のミッション・ビジョンと連携した目標を設定する際に、構成員が直接参加・評価できる円滑なコミュニケーション体系を構築した。

そのために、電子民願、文化・観光、法制、経済通商の4分野においてBPMを導入して試験適用し、成果管理システムを構築して6市道において試験サービスを実施することで、市道行政業務の10分野における機能高度化及び市道業務管理システムの構築が図られた。また、市

²¹ EAとは、大企業や政府機関などといった巨大な組織(enterprise)の業務手順や情報システムの標準化、組織の最適化を進め、効率よい組織の運営を図るための方法論であり、そのような組織構造を実現するための設計思想・基本理念(architecture)のことである。EAでは、組織を構成する「人的資源」「業務内容」「組織」「社内でする技術」などの要素を整理し、組織全体に対する組織の一部分の構成要素の関係、組織の一部分同士の相互関係を明確にし、業務プロセスや取り扱うデータの標準化を行なう。

道の共通行政業務のうち、他のロードマップ課題と関連性のある人事、税・財政など関連システムとの連携を推進し、政策決定支援システムに対する情報化戦略計画(ISP)を策定し、科学的で体系的な市道政策決定支援システムの目標モデルと発展方向、データウェアハウス(DW)S/W要件及び選定などの具体的な方向を盛り込んだ統合実行計画を策定した。

2007年には2段階第1次で策定された政策決定支援システムISPの結果に基づき、市道政策決定支援システム試験開発事業と自治体行政情報化のための空間情報連携の活用計画の策定のためのISPなどの2段階第2次事業を推進した。2007年8月より開始された市道政策決定支援システム試験開発事業により、経済通商、環境、保健衛生、内部行政(共有財産)などの4業務分野について政策決定支援システムを構築した。これを行政自治部(現在の行政安全部)及び16広域自治体に2008年3月まで適用した。これとともに、次世代電子政府の新空間情報行政モデルの構築のために、市道/市郡区の統合的観点から行政業務と空間情報を連携活用する体系を整えるために、2007年5月から2008年3月まで、「自治体行政・空間情報の連携・活用計画の策定事業」を推進した。

このような市道行政情報化事業の推進によって、市道において行っている18の共通行政業務分野の904単位業務が自動化されることで、業務の効率性が向上した。

また、市郡区と18の中央省庁との業務連携によって72種の情報が連携されることで、市道中心の情報流通チャンネルが確保され、業務及び機関別に保有していた同一情報に対する重複作業が減少し、公務員の業務負担が軽減されるといった成果を上げた。そして、市道で共通的に使用する標準システムが展開されることによって、市郡区の電子的情報を再利用できず、手作業によって処理していた500種の報告・統計業務が中央省庁⇄市道⇄市郡区間で電子的に処理されることとなり、業務の迅速性と正確性が向上した。

さらに、民願サービスの提供のために751種の市道民願業務が電子化され、G4Cとの連携によって、48種の民願業務をインターネット上で受付・処理できるようになり、国民向けサービスも大いに向上した。

第3節 自治体標準システムの内容

1 自治体標準システムはどのように作られているのか

①自治体システム標準化の背景

▪ 標準化推進の目的

中央集権的な性格が強い韓国の行政体系の特性上自治体への委任事務が多いことから、自治体に委任した行政事務の効率的な運用のために、国レベルで標準システムを開発し、自治体に展開することが一般化されている。

このような行政事務を処理するために自治体が個別にシステムを構築する場合、全ての市道/市郡区が個別的に予算を投入することになるため、国家全体としては予算の無駄遣いを増やす結果となる。韓国では、このような無駄を防ぐため、自治体に共通する行政業務を処理できる国家次元のシステムを開発して、当該業務の処理を必要とする自治体に普及することが望ましいと考えられている。

また、自治体に共通する行政業務を処理した場合関連データが生成されるが、国家と関連する業務を処理するためには、自治体と国との間でデータ転送と統合の問題が欠かせない。このため、標準化された業務処理プロセスとあわせて、共通的に情報の活用が可能なシステムを開発することで、このようなデータ転送と統合の問題を解消することとされている。そして、それを通じて、個別の自治体から生成された情報が中央省庁で統合され、中央省庁ではそれを分析・活用して新しい政策を策定し、執行する循環的な業務の流れを構築することが目指されている。

■ 自治体標準システム開発・普及の法的根拠

標準システムの開発・普及は、地方自治法、国家情報化基本法、そして電子政府法によって根拠付けられている。

地方自治法では、主に中央省庁の自治体に対する事務の指導と支援、監督に関する内容が標準システムの推進根拠となっている。

²²国家情報化基本法では、第16条に地域情報化推進に関する事項として、自治体の住民生活における利便性向上につながる地域情報化を推進するために、自治体と国家が中心となって情報化を推進するように規定されている。

電子政府法では、「行政情報の共同利用の原則」と「そのような情報を利用することによるシステム等の重複投資防止の原則」が、標準システムの推進根拠となっている。

このように、自治体標準システムの推進について直接的に規定している法令は存在しないが、自治体の情報化、地域情報化、システム重複開発の防止などのために、国家が自治体とともに情報化を推進することができる法的根拠が設けられていることが確認できる。

②自治体システム標準化の方法

中央省庁から自治体に標準システムを普及する方法としては、i) 業務システムを中央省庁が開発して提供する方法と、ii) 個別の自治体で開発されたシステムの中から優秀なシステムを選定して、標準化した上で普及する方法とがあるが、殆どの場合は前者であり、システムを開発する主体は当該業務を管轄する中央省庁となっている。

■ 中央省庁による開発及び普及

²² 1995年情報化促進基本法として制定された後、2009年5月法律第9705号で国家情報化基本法と法律名を変更および全部改正された。

中央省庁から自治体に普及するシステムを開発しようとする場合は、全ての自治体で利用する業務が前提となり、当該事務の処理によって生成されるデータが中央省庁にも必要であり、分析を要することがシステム開発の要件となる。

中央省庁では当該業務に対するシステム構築の妥当性を検討し、それに伴う行政業務の標準化(BPR)及び情報化推進戦略(ISP)を策定し、所要予算を把握する。そして、システム構築のための業者を選定し、システムを構築しながら自治体の担当公務員を対象に実装すべき機能と使用者環境(User Interface)などに関する要求事項の調査を行う。

自治体分散型システムの場合は、各自治体別にサーバなどの基盤施設整備のための別途の予算を確保し、庁舎内の電算室などに物理的にシステムを置けるように事前準備を進める。

システム開発の完了以降は、実際にサイトをオープンする前に、システムを使う自治体の公務員を対象に教育を実施することになるが、この場合システムの開発業者が予め作成したユーザマニュアルと業務処理指針などを教材として活用して教育を実施する。

システムの構築以降も、必要に応じて随時自治体担当者の意見を取り入れ、システム改善及び問題の継続的な解決を図るための体制づくりが行われている。

▪ 優秀システムの発掘による普及

優秀システムは、行政安全部(前行政自治部)で調査と発掘を担当し、関係審議委員会を経て要件に合うかどうかを確認した上で1次的に選定され、自治体を対象に導入意思と導入の必要性、機能の優秀性、展開の可能性、標準システムとの重複の有無を総合的に分析する。そうした上で、業務処理が効率化され、かつ費用の負担が大きくないことを確認して、最終的に選定される。

優秀システムに選定されたシステムを自治体で共通的に活用できるようにするためには、システムの標準化とカスタマイズが必要になる。優秀システムを開発した機関の首長は、行政安全部長官が優秀システムを無償で改修・配布できるよう、著作権、特許権などの知的財産権の使用許可又は譲渡を行う。

システム使用を希望する自治体に対しては、標準化された優秀システムを提供するとともに、活用方法とカスタマイズ方法などについて教育を実施する。その際、電子政府法施行令第67条の規定に基づき、導入機関の首長は開発機関の首長と合意し、優秀システム開発費用の一部を支給することとなる。なお、支給時期は、協議によって調整することもできる。

▪ 自治体標準システムの著作権について

中央省庁が標準システムを開発する場合や、自治体が開発したシステムが優秀システムとされ展開可能性がある場合には、契約を結ぶ際に主管機関が知的財産権を所有するという内容を明文化した上で、事業を進めることになる。

③自治体標準システムの現況

2009年7月現在で、自治体に普及した共通標準システムは196種であり、構築形態と活用主体別に区分すると、以下のとおりである。

区分	内訳	システム数
構築形態による区分	自治体分散型	24
	中央集中型	172
活用主体別区分	市道	25
	市郡区	17
	共通(市道/市郡区)	154

表 2-2 構築形態と活用主体別標準システムの分布

■ 自治体分散型システム

分散型システムとは、各自治体にサーバ機を置き、国から配布されたソフトウェアをインストールして使用する形態をいう。全体で24システムが普及しており、業務処理の主体別に見ると、市道業務処理が7システム、市郡区業務処理が7システム、市道/市郡区共通で業務を処理するために10システムが開発され、普及している。

分散型システムを最も多く普及させた中央省庁は行政安全部であり、11システムを普及させている。これは行政安全部が、電子政府事業の主務機関であり、かつ、自治体の業務を総括する役割を担っているためである。「市道行政情報システム」と「市郡区行政総合情報システム(セオルシステム)」もこれに該当する。次は国土海洋部であり、5システムを普及しており、主に土地と建築に関する住民の民願を処理するためのものである。その他、消防防災庁が4システム、統計庁が2システム、保健福祉家族部と山林庁がそれぞれ1システムを普及させている。

NO	システム名	所管省庁	使用主体
1	国家統計普及用統計 DB 管理システム	統計庁	市道
2	国土空間支援体系	国土海洋部	共通
3	都市計画情報システム	国土海洋部	共通
4	保健環境経営研究院総合情報システム	保健福祉家族部	市道
5	不動産取引管理システム	国土海洋部	市郡区
6	山林地理情報総合管理システム	山林庁	共通
7	セオル行政システム	行政安全部	市郡区
8	税外収入情報システム	行政安全部	共通

NO	システム名	所管省庁	使用主体
9	消防公務員人事行政情報システム	消防防災庁	市道
10	市郡区災難管理システム	消防防災庁	市郡区
11	市郡区行政総合情報システム	行政安全部	市郡区
12	市道緊急救助標準システム	消防防災庁	市道
13	市道行政情報システム	行政安全部	市道
14	人口動態入力システム	統計庁	市郡区
15	インターネット行政情報システム	国土海洋部	共通
16	ボランティアシステム	行政安全部	市道
17	住民登録システム	行政安全部	市郡区
18	住民生活統合情報システム	行政安全部	市郡区
19	地方税情報システム	行政安全部	共通
20	地方人事行政情報システム	行政安全部	共通
21	地方財政管理システム	行政安全部	共通
22	統合情報管理体系	行政安全部	共通
23	韓国土地情報システム	国土海洋部	共通
24	GIS 基盤リアルタイム火災対応システム	消防防災庁	市道

表 2-3 自治体分散型システムの内訳

■ 中央集中型システム

中央集中型システムとは、インターネットを介して中央のサーバに置かれたシステムを自治体が使用する形態をいう。全172システムが普及しており、業務処理の主体から見ると市道業務処理のために18システム、市郡区業務処理のために10システム、市道・市郡区共通の業務処理のために144システムが開発され、普及している。

中央集中型システムを最も多く普及させている中央省庁も行政安全部であり、31システムを普及させている。次は国土海洋部が21種、環境部が16種、疾病管理本部が14種、消防防災庁が12種を普及させている。

2 「市道行政情報システム」と「セオル行政システム」

中央省庁が開発して自治体に普及させた自治体標準システムのうち、とりわけ代表的なシステムとしては、広域自治体である市道の行政業務を処理する「市道行政情報システム」と、基礎自治体である市郡区の行政業務を担当する市郡区行政総合情報システムのウェブバージョンである「セオル行政システム」が挙げられる。この2つのシステムは、住民サービスを含む全自治体行政業務の70%以上の業務領域を担当する最も核となる自治体システムであり、大量のデータ処理のために自治体分散型で普及され、全国の全ての自治体で共通的に使われている。

これらのシステムの開発経緯については既に触れているので、以下それ以外の点について整理することとする。

①システムの構築

▪ 事業推進機関及び部署

韓国の電子政府構築の一環として推進された行政情報システム構築事業は、当時大統領直属機関として電子政府事業を総括企画し調整していた電子政府専門委員会の発議から始まった。そして、自治業務を管轄する中央機関である行政自治部（現在の行政安全部）主管で推進され、韓国電算院（現在の情報社会振興院）で技術支援を担当した。

▪ 開発予算について

開発予算は中央省庁と自治体のマッチングファンドの形態を採り、システムの開発費用は中央省庁が、各自治体に設置されるサーバなどのシステム関連インフラ構築は自治体が負担することとなっている。

▪ 推進根拠及び自治体の意見収集過程

システム開発・普及に関する推進根拠は、国家委任事務に対する業務処理であるためであり、業務関連法令及び制度を基に、システムごとに個別の推進指針を設けている。

また、自治体からの意見収集については、システム導入の可否に関する意見は聴取しておらず、開発されるシステムに関する要求事項について意見を収集しているため、開発が進められる期間中随時行われ、提示された意見はなるべくシステムに反映するようにしているとのことである。

②システムの活用

▪ 活用自治体

「市道行政情報システム」は広域自治体である全市道が、「セオル行政システム」は基礎自治体である全市郡区が活用しており、その殆どの自治体に当該システムの専任要員が配置されている。すなわち、自治体の組織図及び業務分掌において当該システムを担当する要員として明示されている。

但し、中央省庁とのシステム運用及び要求事項に関するやりとりは、市郡区で活用するシステムとはいっても市道を介して行われており、市郡区の要求事項は市道を介して定期的に集められ、中央省庁機関まで報告されている。

▪ システム維持保守

システムの維持保守は、政府の傘下機関である韓国地域情報開発院が担当し、実質的には、韓国地域情報開発院の委託によって、民間企業が担当することになる。

維持保守の予算は開発予算の6-7%程度とされ、維持保守業者との契約は、1年単位で競争入札によって更新される。なお、自治体側の利便性向上のためのシステム改善要求によって、随時システム更新が行われているが、システム開発までが要請される場合には、追加開発の形態で行われることとなる。

また、円滑な維持保守を行うために、韓国地域情報開発院の担当者と維持保守業者の要員で構成された維持保守事業団を設けている。維持保守業者は、傘下機関の担当者に対し定期又は随時の成果物を作成・提供しており、傘下機関の担当者は当該成果物を加工して中央省庁の担当者に提供している。維持保守の期間中にも使用者教育は随時行われており、自治体の担当者に大規模な変更がある場合は、集合教育も実施する。また、年1回以上サービスに対する満足度調査を実施することで、サービスレベルのチェックを図っている。

■ 韓国地域情報開発院

韓国の「電子政府法」第50条に基づく機関であり、中央省庁と自治体間の連携・協力の強化により需要者中心の電子自治体を構築し、情報化インフラの構築支援、専門的なシステム運用管理、情報化政策による支援など、未来型電子自治体の構築のための体系的で専門的な支援を行う役割を持つ。2003年2月市道議会議決を経て自治情報化組合として設立され、2008年2月韓国地域情報開発院に名称を変更し、組織を拡大改編している。

韓国地域情報開発院の具体的な機能としては、電子自治体の構築及び地域情報化のために自治体が推進する情報化事業の支援、情報化事業の成果評価の支援、関係中央行政機関や自治体が委託する自治体の情報化推進に関する事務、そして自治体の情報化促進のための調査・研究及び教育・訓練、国際交流及び協力などがある。

また、自治体標準システムに関する機能としては、自治体に共通的に適用される情報システムの開発・拡散及び維持保守、自治体が共同で使う行政コード及び情報システムなどの標準化支援などの業務を行うこととされている。

3 「市道行政情報システム」の構成

市道行政情報システムは、民願業務における住民の利便性を高めるとともに行政運営の効率化を図るため、市道の18行政業務を情報化し、また、市郡区、中央省庁及び関連機関を垂直・水平的に連携するオンライン基盤の総合的な行政業務システムである。

市道行政情報システムの構成は、内部行政処理を担当する行政情報システムと、ユーザーインターフェースとして、グループウェア機能の行政ポータル、そして住民に対する行政サービスを担当するサービスポータルとなっている。

これらのサブシステム間の連携によって、市道の18行政業務の処理はもちろん、市郡区、G4C、中央省庁との有機的なデータ連携が可能であり、また、業務プロセスの管理を通じて、市道業務処理に対する全ての意思決定をオンライン上で処理し、記録管理することができる。

■ 行政ポータルシステム

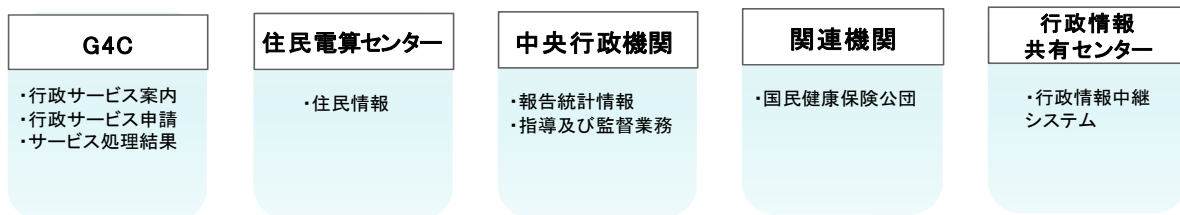
行政ポータルシステムは、ウェブ基盤で構築されており、市道のシステム使用者への利便性の提供、中央省庁及び市郡区間のシステム連携の強化、情報流通の円滑化、使用者認証に対するセキュリティの側面で優れている統合認証(SSO)、統合ビュー、使用者別カスタマイズサービスを提供する。また、中央省庁と市郡区間の円滑なシステム連携のためにウェブサービス、EAI、²³LDAP I/Fを、使用者認証におけるセキュリティ強化のために²⁴PKI認証機能を提供している。

また、機能の高度化が図られており、公務員間の専門分野に対する情報共有の活性化のための協業情報サービス、市道間の効果的な情報交換のためのメッセージ・サービス、使用者の役割及び特性に合わせて使用環境を提供するサービス、業務知識を共有し内部業務を支援する支援情報サービス、技術動向やニュースの情報サービスなど、多様なサービスが提供されている。

また、ポータルに統合されたシステムに関する統合検索機能を提供することで、業務及び情報資源利用の効率性及びシステムの柔軟性を高めている。

²³ LDAP とは、インターネットやイントラネットなどの TCP/IP ネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスするためのプロトコルである。ディレクトリサービスとは、ネットワークを利用するユーザのメールアドレスや環境に関する情報を管理するサービスのことで、ユーザ名からこれらの情報を検索することができる。

²⁴ 暗号化技術の一つである公開鍵基盤 (public key infrastructure) は、利用者の身元について「信頼できる第三者」が審査を行い、保証を実現する仕組みのことである。



情報連携インターフェース(EAI・GAIS・API)



図 2-1 市道行政情報システム構成図

■ サービスポータルシステム

サービスポータルシステムは、住民に対し、単一窓口による行政サービスの案内、相談、オンライン行政サービス申請、サービス処理現況の公開及び通知機能を統合的に提供するた

めのシステムである。また、効率的で便利な行政サービスのために、申請、受付、処理、公開に至る処理プロセスを標準化しており、さらに、インターネット、電子メールなどの多様なチャンネルを利用して行政サービスの処理現況及び結果の公開・通知を支援するサービスを提供している。

サービスポータルシステムは、市郡区から移管される行政サービスの処理及び市郡区の報告・統計資料との連携のために市郡区行政システムであるセオル行政システムとEAI連携体系で連携されている。そして、G4Cで提供する民願案内画面とリンクして、市道の民願事務に関する案内サービス及びインターネットを介した行政サービスの申請機能を提供する。

標準行政サービス手順に従って処理情報の統合管理及び統合サービスを支援し、標準案内情報を提供するためにG4C標準民願案内図をリンクし、行政情報システムの主要サービスを利用できるように行政情報システムで提供する行政メニューとの連携を支援する。サービスが受付されると担当者にリアルタイムでメッセージを転送して通報することで、迅速なサービス処理が行われるように支援し、市道で保有しているメール発送システムを活用してサービスを要請した住民に処理結果を転送する機能を提供している。

■ 市道行政情報システムが支援する行政業務

全体24分野の市道行政業務のうち、自治行政、都市計画、文化観光、農業、交通、法制、環境、畜産、水産、内部行政、福祉女性、道路、議会、山林、建築住宅、保健衛生、政務企画、経済通商の18業務が市道行政情報システムによって処理されている。なお、消防、災難災害、税政、財政、情報通信、地籍の6つの業務は、別のシステムとして構築されているが、市道行政情報システムと連携されて運用されている。

運営業務	主要内容
自治行政	・ 全国の資格免許及び非営利民間団体の補助金支援情報の統合構築及び活用 ・ 市郡区の民防衛行政システムと連携し、民防衛資源の全般的な運営実態、現況及び統計報告を支援
都市計画	・ 温泉の発見、保護地区指定、開発計画の承認など業務遂行時に土地所有者の地籍情報を連携活用 ・ 温泉発見申告及び温泉源保護地区の指定結果、温泉開発計画の承認結果などを中央省庁へ電子報告、迅速性及び正確性確保
文化観光	・ 事業計画/確定、予算の執行及び精算、実績現況に関する処理過程を一元化して管理 ・ 文化観光の行政情報と文化財関連の電子資料の統合管理を通じて、地域特性に合わせた政策樹立を支援 ・ 文化財に関する行政サービスの連携及び集合自動化
農業	・ 農地管理、農業基盤管理などを通じ、地域農業の発展へ寄与し、食料/農産物管理を通じて円滑な需給と適正価格維持へ寄与 ・ 食料管理システムを市郡区と連携し、正確な在庫現況把握など統合農政情報体系

運営業務	主要内容
	を準備
交通	・交通施設、交通事業者など各種資料を情報化し、地域と特性を考慮した政策樹立を支援し、地域経済発展と地域住民の満足度を向上する情報生成、管理、提供 ・膨大な統計資料の調査、統合、報告処理時はデータの正確性が増大
法制	・自治法規の改正/廃止現況がリアルタイムに反映され、現況の自治法規及び沿革資料を提供 ・行政裁判の受付処理業務の効率性を向上及び16市道に関する行政裁判事例を国民と公務員へ公開し、行政裁判請求の誤・濫用を防止
環境	・排出及び飲水の関連業者の認許可事項および現況情報を管理する業界別に体系的に指導・点検および行政処分業務を支援 ・環境関連の報告統計を連携し、市郡区の資料集合時間を短縮し、資料の整合性を向上 ・環境認/許可の業務処理の能率向上 (指導・点検及び行政処分を市道、市郡区で共有)
畜産	・統合畜産情報管理システム構築で、地域特性を考慮した畜産行政政策支援と電子的報告統計が可能 ・情報連携で行政処分事項を照会し、認許可処理時活用 ・管轄の市郡区の畜種別統計、調査資料現況、市郡区の認許可など正確なデータ集計で有機的な政策樹立の活用度向上
水産	・全国の不法行業履歴を管理することで、行政処分者へ不適格的な認許可への処理防止及び認許可処理時間への短縮可能（他市道の照会可能） ・報告統計および指導点検結果の連携処理で資料集合の時間短縮、資料の不一致性が減少
内部行政	・共有財産、一般総務管理、物品管理、車両管理など業務電算化を試み、資産の効率的な運営と維持管理を支援
福祉女性	・市郡区の福祉対象者情報と連携し、社会福祉及び女性施設情報を統合して管理することで、地域特性と条件に合わせて政策を樹立するように支援
道路	・標準事業管理システムの適用で、中長期的な道路事業の計画業務から設計、施工、維持管理まで連携する情報蓄積および活用度の増大
議会	・議会、行政事務監査、議事日程、議案、請願、陳情など業務の電算化で効率性の向上 ・議案の受付と審査、議決手続き及び内容の体系的な管理を通じ、業務処理段階の透明性確保
山林	・山林休養施設および山地利用などの核心の山林行政業務を分野別に情報化及び市郡区と連携し、市道単位の核心要約情報に統合、管理 ・市郡区と市道間で山地関連の行政サービス業務への連携体制確立
建築・住宅	・建築行政、住宅行政、建設行政関連の多様な事業管理の体系化/標準化 ・地域振興事業の管理業務再設計を通じ、便利な使用環境を提供し、多様な需要機関（市郡区、市道、中央省庁）の共同活用
保健衛生	・市道の保健衛生関連の認許可された行政サービス処理システム構築を通じて対国民サービスの向上 ・市郡区および中央省庁連携を通じて報告体系の一元化、地域中心の衛生/医療政策樹立のための市郡区基盤情報との統合連携支援
政務企画	・企画、広報、監査業務遂行過程を体系的に管理し、迅速・正確な業務現況把握を通じて能率を向上

運営業務	主要内容
	・自己監査、中央省庁および監査院による監査に関する統合システム構築により、監査資料、業務現況などを共有
経済通商	・流通産業、労働行政、中小企業支援、エネルギー、国際協力、公務海外旅行などの業務処理過程の電算化による効率性増大 ・エネルギー管理業務の電算化で地域基幹産業の体系的な管理体制構築

表 2-4 市道行政情報システムの行政業務内訳

■ 統合データベースの構築

市道行政情報システムの構築とともに進められた市道行政情報DB構築事業によって、文書形態で保管されていた情報をデータ化することで、業務別に散在していたデータを集合・標準化し、データの重複性を排除して連携効率を考慮した統合データベースが構築された。

統合されたデータベースはデータ部門別に情報オーナーを選定して管理し、情報オーナーの役割及び情報管理の原則を策定して運用している。データ統合のためにシステム構築の際に分析/設計段階で統合CASEツールを利用してモデリング作業を行い、構築後にはデータベース・ユーティリティーなどを利用して論理・物理的なデータ構造を統合管理している。

4 「セオル行政システム」の構成

セオル行政システムは、基礎自治体である市郡区で、中央省庁との業務連携によって行政業務を統合管理するとともに、複数の業務分野にわたる内部行政及び住民生活に関する民願などを処理できる統合行政業務システムである市郡区行政総合情報システムのウェブバージョンである。



図 2-2 セオル行政システム構成図

セオル行政システムは行政の内部処理を担当するバックオフィス領域と国民向けの行政サービスを担当するフロントオフィス領域で構成されている。バックオフィス領域は行政業務を管理する行政管理システムと行政業務を統合的に処理する業務統合処理システム、このような業務統合処理を支援する統合処理支援システムに構成される。フロントオフィス領域は国民向けサービスを担当する民願窓口と協業窓口、そして公務員が使用する行政業務統合窓口 (行政ポータル) で構成される。

セオル行政システムが支援する行政業務

市郡区の全体31分野の行政業務のうち、内部行政、道路交通、議会、上下水道、地域産業、水産、地籍土地、女性、福祉、民防衛、農村、畜産、山林、法制、保健、地域開発、衛生、環境、広報、企画、文化、監査の22業務がセオル行政システムによって処理されている。な

お、災難災害、車両、建築、戸籍、住民、税制、建設、財政、人事の9つの業務は、別のシステムとして構築されているが、セオール行政システムと連携されて運用されている。

運営業務	主要内容
内部行政	・ 共有財産、物品管理、一般総務管理、車両管理など業務電算化で、市郡区の資産を効率的運営と維持管理を支援
道路交通	・ 市郡区の交通行政業務の効率的運営支援と体系的な道路交通業務の計画樹立支援 ・ 駐停車違反、交通誘発負担金などの交通行政関連の市郡区での税外収入業務処理支援
議会	・ 委員会、行政事務監査、議事日程、議案/請願/陳情などの業務の電算化で効率向上 ・ 議案の受付と審査、議決手続き及び内容の体系的な管理で業務処理段階の透明性確保
上・下水道	・ 給水関連の行政サービス処理及び上下水道料金の賦課処理の電子的な処理基盤を提供 ・ 下水道施設の管理、各種政策情報管理、連携を通じた中央省庁の水質政策の樹立支援
地域産業	・ 流通産業、労働行政、中小企業支援、エネルギー、国際協力、公務海外旅行などの業務処理の過程での電算化で業務効率性を向上 ・ エネルギー管理業務の電算化で地域基幹産業の体系的な管理体制を構築
水産	・ 漁業の認/許可と漁船、水産物加工業、共有水面と漁港などを管理する海洋・港湾などの認/許可の業務処理支援 ・ 中央省庁へ正確な統計資料を提供し、科学的な行政体系を準備及び支援
地籍土地	・ 地籍公簿を坪単位で連続性ある管理を行い、国民の財産権の保護及び権利行使の一翼を担当 ・ 正確な統計情報を生成し、国家政策樹立へ貢献し、関連機関との連携を通じて行政効率の向上を図る。
女性	・ 女性施設に対して、施設の認/許可処理及び施設管理の機能を提供 ・ 指導/点検及び行政処分業務を迅速に処理するように支援し、全国の行政処分情報検索の基盤準備へ寄与
福祉	・ 福祉対象者の正確な選定及び福祉サービスを提供し、福祉対象者情報を統合的に管理し、福祉給与の迅速・正確な処理及び自活支援、医療保護対象者
国民防衛	・ 民防衛隊の編成と教育訓練の情報化を通じて、正確な民防衛資源の管理体系構築 ・ 戦時及び国家非常事態対備のため、資格免許取得者および重点管理業者の人力資源選定、教育訓練実施などを支援
農村	・ 農地政策と農業構造改善の施策を推進するための業務処理支援 ・ 農家所得安定を図るため施行された米所得など保全直払制度の電子的な処理基盤を提供 ・ 食料の円滑な需給と適正な価格の維持へ寄与
畜産	・ 畜産業関連行政サービス処理、畜産物飼育情報提供及び市郡区中の邑面洞を利用した効率的な家畜統計調査を支援するなど各種市郡区行政業務を支援
山林	・ 山林資源の体系的な管理と国土毀損防止のための山林資源の造成管理、山地管理、林産物管理、火災予防/鎮火管理
法制	・ 法と制度を遂行する業務で、自治団体の法を立法するための条例規則、自治団体の訴訟及び行政裁判に対して管理

運營業務	主要内容
保健	・住民健康を向上するための業務で、医療/医薬品関連業者の申告及び許可管理、業者指導・監督、家族保健事業、麻薬管理などを遂行
地域開発	・地下水関連の行政サービス及び水質検査管理、地下水利用実態調査及び報告
衛生	・国民の食生活を保護するため、衛生業者の指導・点検と公衆衛生関連の認許可業務を遂行
環境	・産業化時代の環境保護の重要性を認識して、環境についての認許可情報の体系的な管理を通じて持続可能な環境監視体系を支援
公報	・市郡区の政策及び活動について広報計画、報道資料などを管理する業務
企画	・市郡区庁長のマニフェスト/指示事項、主要業務計画/推進、行政規制改革などを管理する業務
文化	・文化財管理、認可・許可管理
監査	・監査業務の遂行を電子的な処理で迅速・正確な業務現況を把握し能率向上

表 2-5 セオル行政システムの行政業務内訳

セオル行政システムにおいても、市道行政情報システムと同様に構築過程でデータの再設計を行い、データの重複性の排除と連携の効率性を考慮した統合データベースが構築されている。

5 自治体の独自システムとの関係

①自治体独自システムの現況

韓国自治体における情報化は、初期段階から中央省庁の主導で推進され、地方自治制度が施行された以降でも、大部分の自治体は厳しい財政状況と人材の不足で中央省庁に依存する傾向が強かった。さらに、中央省庁の強力な電子政府推進政策によって殆どの革新業務が中央省庁の主導で標準化されたため、自治体主導で独自システムを開発する必要性は低かった。また、実際に開発された事例も、中央省庁の関心が薄い小規模で独立したシステム程度であった。

しかし、電子政府事業とともに推進された情報化は、各自治体においてより進んだ行政サービスの提供という動機を与え、徐々に財政的に余裕のある自治体を中心に独自システムに対する要求が高まることになった。自治体の独自システムは、自治体別に差別化されたサービスを提供するためのシステムと、当該自治体に限って発生する業務のためのシステムの2つの形態がある。

■ 差別化されたサービスのためのシステム

ソウル市の観光地図サービス、江南区のテレビ電子政府、仁川市のモバイル税金納付サービス、京畿道のサイバー電子図書館などがある。その殆どは中央省庁との協議を行った上で推進されたものであり、中央省庁が支援した試験事業として推進されたものもある。

▪ 自治体の特殊性によるシステム

冬季オリンピックの誘致を目指している江原道のU-2014システム、大邱の観光文化情報システム、全羅南道の地域特産物の販売のためのU-履歴追跡システムなどがあり、その殆どが一時的又は特殊な目的のために構築されたシステムである。

②自治体独自システムに関する標準化政策

韓国では、自治体独自のシステム開発に伴って、情報の連携ができなくなったり、システム間の相互運用ができなくなることを防ぐために、独自システムの開発を推進する自治体に対して中央省庁及び上級自治体と協議することが義務付けられており、それによって行政情報データや基盤技術に対する標準化が図られることが担保されている。

▪ 自治体独自の情報化事業に関する協議の義務化

電子政府法施行令第64条により、自治体が独自に推進しようとする情報化事業については、中央省庁である行政安全部及び広域自治体と協議・調整手続きを踏まなければならないこととされている。但し、単純なH/W購買や通信インフラの拡充、商用S/Wの購買の場合は除かれる。

協議・調整の手続きとしては、当該自治体が詳細事業計画を策定した上で、事業計画書を当該機関の協議・調整担当部署に提出するようになっている。事業計画書の受付後、事業費が1億ウォン未満の場合、広域自治体の首長に、事業費が1億ウォン以上の場合は広域自治体の首長を経由して行政安全部長官に協議・調整を申請しなければならない。調整機関は開発の重複性や妥当性、そして標準化及び共同活用可能性などを総合的に検討する。なお、調整の際は、協議・調整の専門性と客観性を確保するために、関連技術及び資料を保有した機関を専門機関に指定した上で、調整を進める。

▪ 行政業務データ及び適用技術の標準化

1990年代から、中央省庁の主導で行政情報の共有のための共通行政標準コードを制定して普及させており、また、各種法令に基づいて電子政府の技術的な標準化を図っている。さらに、行政情報の相互運用性を強化するため、行政情報DBに対する標準化指針を策定し、普及を図っている。

第4節 自治体標準システムによるシステム連携

韓国では、他自治体システムとの連携や中央省庁システムとの連携について、EAI連携方式を採択しており、連携データの標準としてはXML基盤のデータ流通体系を構築して相互運用性を高め、PKI基盤の電子認証を適用することでセキュリティを強化している。

1 システム間連携の構成

■ EAI 連携方式

各市道にEAIサーバと行政安全部に中央EAIサーバを置き、市道内部システム(行政ポータル、サービスポータル、行政情報システム、既存業務システム、中央省庁配布システムなど)と他市道及び傘下機関を連携する水平連携を構築するとともに、市郡区のセオル行政システム、市道EAIサーバ、中央省庁を連携する垂直連携体系を構築している。

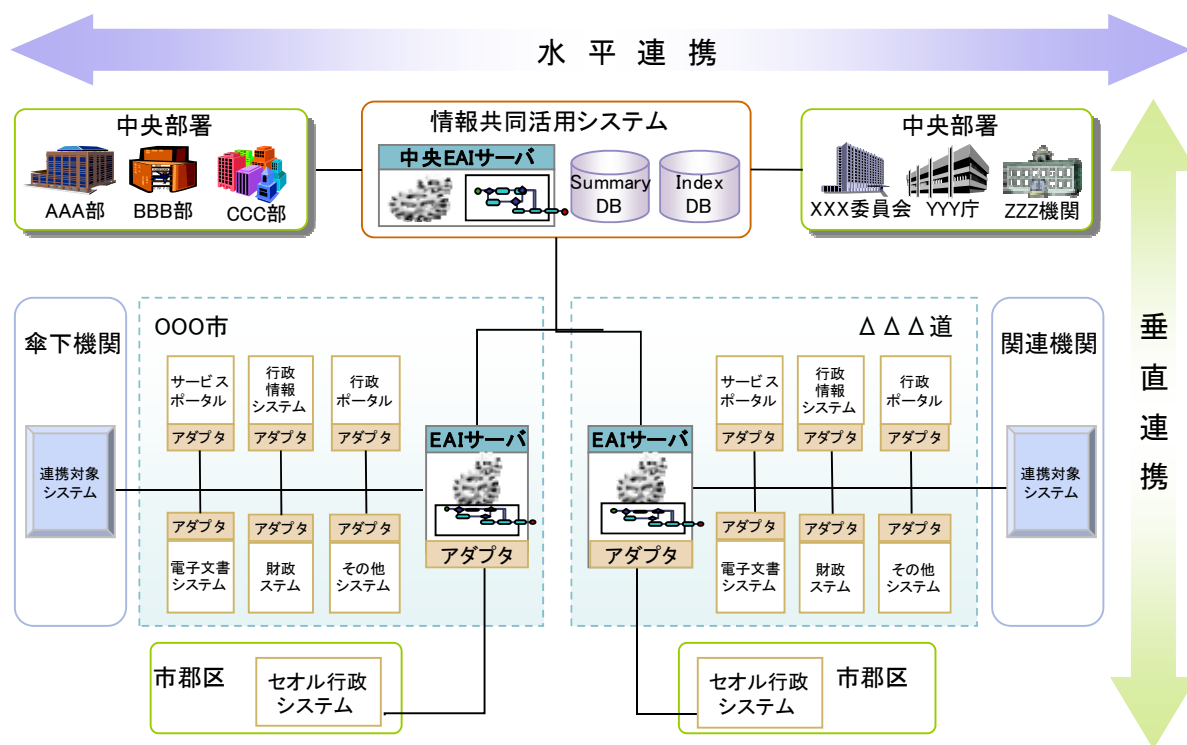


図 2-3 自治体行政システムの連携構成図

■ XML 適用

²⁵XMLは構造的な言語として伝達と表現に適しており、拡張性を有するとともに、標準書式と連携(システム連携、決裁文書の連携)することができることから、韓国情報社会振興院において相互運用のための情報交換の標準として提示され、現在標準書式と決裁の連携のための基盤記述として活用されている。すなわち、各種データの連携処理のためにXML基盤の電子書式が活用されており、XML書式はXML処理機能を持っているDBに保存して管理されている。

①基礎自治体と広域自治体の連携

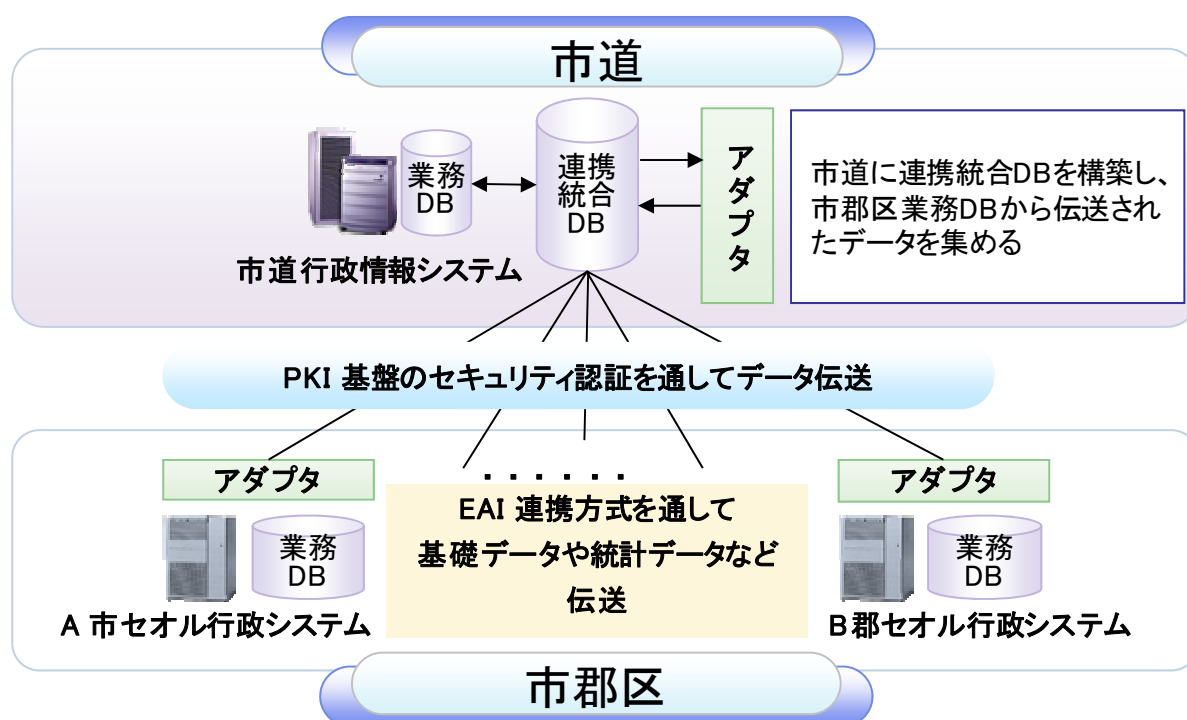


図 2-4 基礎自治体と広域自治体の連携構成図

市道と市郡区との連携対象データは主に報告・統計資料及び政策基礎資料である。報告統計資料は関連法や指針等によって発生する定期的な報告資料と非定期的に発生する報告資料などがあり、政策基礎資料は市郡区で発生する情報で、市道や中央省庁の政策策定及び活用のために提供される資料である。

市道と市郡区のデータ連携のために、市郡区と市道に各々EAI方式のアダプターが設置され、市郡区の業務DBの連携対象資料を市道の連携統合DBに集合する方式で処理されている。

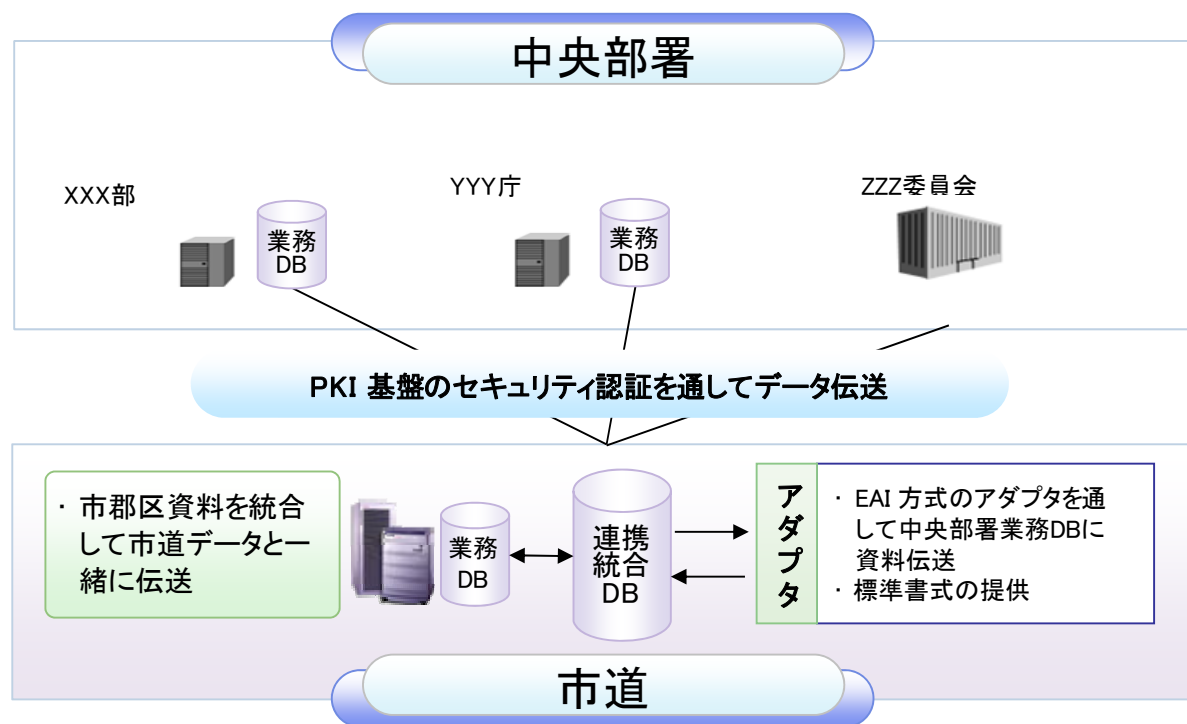
②基礎自治体と中央省庁(関係機関)の連携

市郡区で発生する情報の中央省庁(傘下団体を含む)への連携は、大部分が上級自治体である市道を経由して中央省庁に伝達されているが、一部の行政情報については、情報転送シス

²⁵ XML はインターネットの標準として W3C より勧告されたメタ言語である。メタ言語とは、言語を作る言語という意味である。つまり、ただ単に XML を使うだけで情報を記述することは出来ない。まず、情報を記述するための言語を XML を用いて作成し、それを用いて情報を記述することになる。

テムを介して直接中央省庁と連携されている。市郡区及び各中央省庁、傘下機関は、²⁶APIを介して情報転送システムを受け取るとともに、データの送受信を行っている。

③広域自治体と中央省庁(関係機関)の連携



■ 図 2-5 広域自治体と中央省庁の連携構成図

市道では、市郡区で発生した情報を集合した資料と市道自体の資料を中央省庁に送信しており、また、ウェブレポート・ツールを利用して中央省庁が資料を照会できるようになっている。

データの送受信にはEAI方式のアダプターを利用し、市道連携統合DBから中央省庁業務DBに対し、資料転送処理が行われている。

■ 行政情報共同利用センター

韓国では2006年行政情報共同利用法の制定とともに、国民の生活の中でよく活用される住民登録情報・土地情報・登記簿謄本・出入国などの70種の情報を共同利用対象の行政情報に選定し、行政機関だけではなく公共機関及び銀行などの金融機関まで拡大した行政情報の共同利用化を推進してきた。

²⁶ API とは、あるプラットフォーム(OS やミドルウェア) 向けのソフトウェアを開発する際に使用できる命令や関数の集合のことであり、また、それらを利用するためのプログラム上の手続きを定めた規約の集合である。個々のソフトウェアの開発者がソフトウェアの持つすべての機能をプログラミングするのは困難で無駄が多いため、多くのソフトウェアが共通して利用する機能は、OS やミドルウェアなどの形でまとめて提供されている。

そして、行政自治部(現在の行政安全部)所属の「行政情報共同利用センター」が設置され、共同利用システムの構築・運用及び共同利用に必要な業務が行われている。

「行政情報共同利用センター」は、行政情報のうち国民生活と密接に関わる住民・不動産・自動車・船舶・企業・産業・税金・兵務・法務・特許など、12分野42種の行政情報を公務員及び公共機関の担当者が直接電子的に閲覧できるようにしている。行政情報共同利用に伴う個人情報の取り扱いの問題を考慮し、国民の事前同意と共同利用された履歴に対する閲覧権の保障とともに、利用機関に対して行政情報の暗号化などを含むセキュリティ管理規定を制定し、遵守を求めている。

2 システム連携の効果

①内部システム統合の効果

市郡区及び市道の行政業務を連携した情報システムが構築されたことにより、単位業務ごとのデータが統合された統合DBが構築され、業務システム間のデータ連携のためのバッチ作業や公務員の手作業、共通基盤のような連携システムが必要なくなり、便利で、かつ、効率的な行政業務処理が可能となった。

また、統合行政サービスが可能となり、国民基礎生活保障業務の申込書15種が一つで済むなど、すべての行政サービスが一度の申込で一括処理されるいわゆる「ワンストップサービス」が実現されるようになっている。

さらに、申込から処理結果までの全過程をインターネットで閲覧することができる透明な行政処理体制が実現されており、自治体の行政費用および住民の社会的費用が年間7千億円(行政安全部算定)程度削減されたと推定されている。

②自治体間及び中央省庁との連携の効果

中央省庁と自治体間で連携が必要な1,000種以上の基礎データおよび報告統計資料が、システムを通してオンライン上で自動的に連携・運用されている。

これによって、行政機関の間でのコミュニケーション速度が速くなるとともに、より迅速な住民サービスや行政意思決定が実現されており、また、インターネットや無人自動交付機を通していつでもどこでも行政サービスが享受できる電子行政サービス体系が構築されている。

③行政情報共同活用の効果

全行政機関や61の公共機関、14の金融機関で行われている行政情報の共同活用により、各種申込に必要な証明書などの多くの書類の発行及び提出が必要なくなっており、例えば、2006年からは住民が行政機関に認可・許可を申請する時に求められていた住民登録謄本など24種の証明書類が省略され、行政情報共同利用を通して直接確認することとなっている。

このような行政情報共同利用によって、2008年には2億9千万通程度の証明書類が削減され、その発行や提出にかかる1兆8千億ウォンの社会的費用が節減できたと推定されている。

第5節 システムの集中管理

「市道行政情報システム」や「セオル行政システム」など電子政府事業によって普及された自治体標準システムの維持保守については、効率性や専門支援能力を考慮し、各自治体ではなく全国単位で一元化して統合運用されている。

また、法制度改正や機能・性能改善に向けたシステム改修も、一元化された体系の下、一括で行われている。

1 統合運用支援センター

自治体標準システムの維持保守に関する業務を担当する機関は、行政安全部の傘下機関である韓国地域情報開発院であり、実際の維持保守業務は韓国地域情報開発院の委託で民間業者が行うこととなる。

維持保守業者は、継続的で安定した運用のために、「統合運用支援センター」という組織を運用している。現在の「統合運用支援センター」の組織構成は、維持保守及び運用支援を総括するPMを中心に「支援組織(2チーム)」、「サービスデスク」、「維持保守担当の業務組織(5チーム)」で構成されている。

2 運用・管理

「統合運用支援センター」は、安定した運用支援のために別途の技術支援組織を設け、業務別標準及び手順を記述した「SPM(標準及び手順マニュアル)」に基づいて運用業務を行っており、²⁷SLA(サービス品質保証制度)によってサービスの品質を管理している。

また、各自治体の使用者と「統合運用支援センター」の円滑なコミュニケーション及び諸サービスの提供、そして運用管理のために、「維持管理支援システム」、「セオル広場」、「サイバー利用者協議会」、「運用現況管理システム」、「サービスデスク」などの様々な維持管理支援ツールを活用している。

▪ 維持管理支援システム

「統合運用支援センター」と「市道行政情報システム」の使用者のコミュニケーション・チャンネルであり、システム運用に関する機能改善の要請及び処理状態の確認、使用者教育

²⁷ SLA (サービス水準合意、Service Level Agreement) とは、通信サービスやコンピュータ・アプリケーション・サービスなどにおいて、サービスの提供者とその利用者との間に結ばれるサービス水準に関する合意である。サービスの定義、内容、範囲、品質、達成目標などを記述する。

案内など、全般的な維持現況を管理するもので、各市道の行政ポータルのメイン画面からアクセスできる。

- **セオール広場**

市郡区の「セオール行政システム」の使用者のためのコミュニケーション・チャンネルであり、システムの運用に関する機能改善の要請、単純な問い合わせの受付、教育要請、お知らせ、FAQ利用などの機能を提供し、「セオール行政システム」を介してアクセスできる。

- **サイバー利用者協議会**

中央省庁、市道、市郡区の業務担当者が効果的な意思決定と情報交換を図るための使用者中心のサイバーコミュニティとして、41行政業務領域の200以上の単位業務に対し利用者協議会が構成されており、各業務別プログラムの改善要請に対する意見調整や電子的報告体系の運営のための意思決定ツールとして活用されている。システムと実際の業務処理(法/制度)のギャップ分析によるシステム改善、業務処理プロセスの改善などに関する情報交換の窓口としても活用され、「市道行政情報システム」や「セオール行政システム」などを通じて、メインページにアクセスすることができる。

- **運用現況管理システム(モニタリング・システム)**

運用されているシステムで発生する各種運用情報を収集し、システムの効率的運用のための様々な管理情報を生成して提供するシステムとして、システムの利用活性化及びシステム使用の安定性の確保に必要な情報を提供する。モニタリングされるデータは、データの入力・修正・削除・出力などのログ情報と障害情報、そして性能に関わる情報であり、統計的に加工された情報を提供する。

- **サービスデスク(コールセンター)**

自治体の使用者からの問い合わせに対応する第一次的な窓口として、電話・FAX・維持管理支援システムによって受付された問い合わせに対応し、業務別のプログラム使用法の案内及び障害の受付/処理といった役割を担当している。サービスデスクで処理完了できなかった相談は、業務システム担当者にエスカレーションする一方、処理の進行状態をモニタリングし、顧客にフィードバックする役割も担っている。

サービス要請内容及び相談内容は、詳細業務単位別、相談類型別の記録として整理され、各種統計の基礎資料として活用されている。また、相談の質的向上のために、周期的な相談員に対する教育も実施されている。

3 システムの修正

① システム関連サービス要請

前述のように、自治体標準システムに対するサービス要請は、電話・FAX・支援ツールなどの多様なチャンネルを通じて受付されているが、このような要請はサービスデスクで一括管

理されている。サービス要請事項は、単純な問い合わせ(機能及び画面など)から、システム障害、機能改善事項、教育関連の問い合わせなどがある。1日平均700～800件程度のサービス要請が受付されているが、このうち8割以上が単純な問い合わせであり、3～4%程度がシステム機能の変更要請となっている。

②システム変更事項の処理

システムの機能変更に関する要請が受付されると、業務機能担当者に回付され、当該担当者は機能変更を要請した自治体から要請の経緯を聴取し、関連中央省庁や機関又は他自治体との協議を経て反映の可否及びスペックを確定する。また、サービス要請事項の緊急性や影響度を考慮して重要度及び優先順位を設定した上で、処理日程及び資源計画を策定してプログラム修正に着手する。

修正が完了したプログラムは、総括PM及び韓国地域情報開発院の担当者の承認を受けた上で、業務時間を避けてオンライン上を介して自治体のサーバに一括配布され、翌日の業務が始まる前にセットアップを完了する。

③システム障害処理

システム障害時の処理は、簡単な障害の場合サービスデスクで処理するが、サービスデスクによる対応が難しい場合には、障害処理マニュアルに従って処理担当者と処理期間が決まり、迅速な障害復旧が目指されることとなる。

WAS、EAI、データベースなどの障害によってシステムでの業務処理ができない場合は、即時処理を原則としており、CPU占有やメモリー不足によるレスポンス問題の場合は、数十分から数時間以内、ネットワーク及びセキュリティ装備の障害の場合には数時間から2日以内の処理が一般的となっている。

第6節 自治体公務員向けのIT研修

①推進背景

自治体標準システムの導入とともに、行政業務における情報システムの重要性が高まっている中、情報化組織やエンドユーザである自治体公務員の低い情報リテラシーが電子自治体を推進する上での妨げとなっていた。情報リテラシーが低かった理由としては、i) 韓国の公務員社会においてIT専門知識を持っている人材が少なかったこと、ii) 年間情報化教育費が一人当たり約4万5千ウォンにすぎず組織・制度的に体系的な専門人材管理や育成がなされていなかったことが挙げられる。

②IT 研修の実施

教育課程区分		教育課程
集合教育 (57課程)	情報活用一般	パソコン関連知識とパソコンの最適化のほかに3課程
	情報活用高級	プレゼンテーションスキルアップ課程のほかに9課程
	AutoCAD	AutoCAD/AutoDeskの2課程
	WebDesign	WebDesign理解過程のほかに5課程
	GIS	GIS一般のほかに1課程
	プログラミング	Web Programming基礎のほかに6課程
	データベース	DB Modelingのほかに6課程
	運営体系	Web Masterのほかに4課程
	通信、保安	情報通信概論のほかに3課程
	最新技術および政策	電子政府理解のほかに2課程
	プロジェクト管理	プロジェクト管理のほかに3課程
	資格取得	コンピュータ活用能力1級のほかに2課程
サイバー教育 (54課程)	情報活用一般	コンピュータ活用基礎のほかに5課程
	情報活用高級	EXCEL中級のほかに7課程
	AutoCAD	AutoCAD1課程
	WebDesign	ホームページ制作のほかに5課程
	プログラミング	ASPプログラミングのほかに5課程
	データベース	DB Modelingのほかに2課程
	運営体系	Web Masterのほかに3課程
	通信、保安	情報通信概論のほかに5課程
	プロジェクト管理	プロジェクト管理のほかに2課程
	資格取得	コンピュータ活用能力1級のほかに10課程

表 2-6 自治体公務員向けの IT 専門教育課程内訳

このような問題を解決するため、2005年1月に電子政府専門委員会が中心となって「情報化組織・人力TF」を構成し、公務員向けの体系的な教育制度を立案した。これに従って、公務員の情報リテラシー向上のための組織運用や教育訓練制度が自治体別に策定・実施された。

一般行政職や専門職のIT研修のため、57課程の集合教育及び54課程のサイバー教育など、111課程が設けられ、職務別に年間研修計画を立てて実施され、教育時間やワークショップへの参加時間などを基準に実績が認定されている。学費の90%は国が補助しており、また、オンライン教育の比率が増えていることから、時間や場所を選ばずに教育を受けられるようになった。さらに、研修結果を人事評価と連携し、実質的な研修となるように制度が整備された。

③IT 研修の成果

IT教育を含めた2004年度の韓国の公務員の年間教育時間は、32時間に過ぎなかった。この数字は、同時期におけるシンガポールの100時間、民間企業のサムスンにおける121時間と比較すると非常に少ないものであった。

しかし、IT研修が本格的に実施された2007年からは、年間200時間以上の教育訓練を受けなければならないこととなり、IT関連資格を持っている公務員が全体の1割程度となるほど、公務員自らが必要なIT研修を受けなければならないという組織文化が定着してきている。

地方自治法(抄)

[1949. 7. 4 制定] [法律第 9847 号、2009. 12. 29 一部改正]

第 8 条 (事務処理の基本原則) ①地方自治団体は、その事務を処理する場合において住民の便宜及び福利増進のために努力しなければならない。

②地方自治団体は、組織及び運営の合理化に努力してその規模の適正化を図らなければならない。

③地方自治団体は、法令又は上級地方自治団体の条例に違反してその事務を処理することができない。

第 166 条 (地方自治団体の事務に対する指導及び支援) ①中央行政機関の長又は市・道知事は、地方自治団体の事務に関して助言又は勧告し、又は指導することができ、これのために必要なときは、地方自治団体に対して資料の提出を要求することができる。

②国又は市・道は、地方自治団体が当該地方自治団体の事務を処理する場合において必要であると認める場合財政支援又は技術支援をすることができる。

国家情報化基本法(抄)

[1995. 8. 4 制定] [法律第 9705 号、2009. 5. 22 全部改正]

第 15 条(公共情報化の推進)

- ①国家機関等は行政業務の効率性向上と国民便益増進等のために行政、保健、社会福祉、教育、文化、環境、科学技術等の所管業務についての情報化を推進しなければならない。
- ②国家機関等は第 1 項に従い情報化（以下‘公共情報化’とする）を効率的に推進するために情報技術アーキテクチャを導入、活用するなど必要な方案を用意しなければならない。

第 16 条(地域情報化の推進)

- ①国家機関と地方自治団体は地域住民の生活の質の向上と地域間近郊発展、情報格差解消等のために一つまたは複数の地域・都市について行政・生活・産業等の分野を対象に行う情報化を推進することができる。
- ②国家機関と地方自治団体は第 1 項による情報化国家機関等は第 1 項に従い情報化（以下‘地域情報化’とする）推進する場合、地域の需要や特性を考慮しなければならない、関係機関の意見を収斂しその結果を最大限反映しなければならない。
- ③国家機関は地方自治団体が推進する地域情報化のために行政、財政、技術等必要な事項を支援することができる。

電子政府法(抄)

[2001. 3. 28 制定] [法律第 9932 号、2010. 1. 18 一部改正]

第 4 条(行政機関の責務)

①行政機関は電子政府の具現を促進して知識情報化時代の国民の生活の質を向上させるようにこの法を運営して関連制度を改善しなければならない。

②行政機関は当該機関の電子政府の具現及び運営と関連し、次の各号の業務を遂行しなければならない。

1. 行政革新と電子政府の具現のための事業間の連携
2. 電子化対象業務の処理過程革新
3. 情報通信網を通した業務遂行及び行政サービスの提供
4. 所属公務員に対する情報通信技術活用能力の向上及び検定
5. 電子政府の運営と関連する国民不満事項に対する確認及び迅速な改善

③行政機関は他の行政機関が電子政府の具現及び運営に関連して情報通信網の連携、行政情報の共同利用など協助を要請する場合にはこれに積極的に応じなければならない。

④行政機関は所管政策の樹立と執行において第 2 項各号の事項を優先的に考慮しなければならない。

第 6 条(国民便益中心の原則) 行政機関の業務処理過程は当該業務を処理するのにあたって請願人が負担しなければならない時間と努力が最小化されるように設計されなければならない。

第 7 条(業務革新先行の原則) 行政機関は業務を電子化しようとする場合にはあらかじめ当該業務及びこれと関連する業務の処理過程全般を電子的処理に相応しいように革新しなければならない。

第 8 条(電子的処理の原則) 行政機関の主要業務は電子化されなければならない、電子的処理の可能な業務は特別な事由がある場合を除き電子的に処理されなければならない。

第 11 条(行政情報共同利用の原則) 行政機関は収集・保有している行政情報を必要とする他の行政機関と共同利用しなければならない、他の行政機関から信頼し得る行政情報の提供を受けることができる場合には同一の内容の情報を別に収集してはならない。

第 13 条(重複投資防止の原則) 行政機関は電子政府事業を推進するにあたり他の行政機関が保有する行政情報資源との相互連携及び共同利用などを通じて重複投資にならないように必要な措置をとらなければならない。